

告はただけなのかもしれないけれども、少なくとも新聞などで報道されているようなことが事実だとすれば、暴力団とのつき合い、その関係、そしてそこで金銭的な利益を得ている、あるいは、報道では被疑事実にはなっていないけれども、この暴力団から接待を受けたり、あるいは金銭の授受もあるやの報道もある。これらのことがもしも事実だとすれば、今言われているような捜査の対象になっている被疑事実のほかに、当然のことながら国家公務員倫理法違反の問題も出てまいりますし、場合によると収賄というようにことも出てくるかもしれない。ここ数年の間に何件か検事の不祥事件というのはありましたけれども、それらに比較しても、今度の事件というのは質的に違ふ、検察への国民の信頼を大きく大きく毀損する重大な事件だと私は思うのです。

今、御案内のように、残念ながら政治家の中でもいろいろな問題を起こしている人がいて、そうした人が検察の捜査の対象になるんじゃないかというとも言われている。それだけに、正義の実現者としての検察に対する国民の期待と信頼というのは極めて高いものがある、そういう中で起こった事件です。検察の傷つけられた信用をどうやって回復するのかということは、私も重大な問題だと思ふ。それだけに、これについては法務省としてもきちんとした対応をして、国民に対して説明をする責任があると私は思います。

同時に、これも報道されているところによると、この三井という検事は、法務省あるいは検察の調査機密費の問題をあちこちに言って、自分なりの資料なども集めて、それを提供してきた、報道機関とも接触してきたというようにも言われています。これも私は確かめたのですけれども、我が民主党の幹事長である菅直人議員のところに、三井検事から、在任中に、ことしの春らしいですけれども、資料を送りつけられてきているそうです。もっとも、菅さんは、これを見たところ、必ずしも全部が正確だとは思えない、本人から会いたいという連絡もあったけれども会わな

かった、こう言っております。しかし一方、自民党の野中広務議員は、この三井検事からの面談要望に応じて会っているのです。そういうようなこともある。

今度の三井検事の逮捕というのは、法務省として、いわば彼が摘発しようとした事実を隠ぺいするためにした、口封じのための措置ではないかとさえ言われているのです。これは、この逮捕後に原田検事総長が記者会見をされて、そういうことがないということを言われているようだけれども、このことについてもやはり法務省としては説明責任を果たす必要があるだろうと思うのです。ですから、この二つの問題、非常に国民は注視をしていると思うわけです。

聞くとところによりますと、参議院の法務委員会では、法務大臣は一応これについての御説明、御報告をなさったと聞いておるのですけれども、衆議院のこの法務委員会では、先回の委員会でも若干の質問があつてお答えありましたけれども、正式な御報告などはまだいただいておりますけれども、これについて、法務省としてどうなさるつもりか、法務大臣としてどうお考えになっているのか、お聞かせください。

○森山國務大臣 先生御指摘のとおり、報道されていることが事実とすればとてもないことではないまして、全くけしからぬと私も怒っているところでございます。

四月二十二日、大阪地検におきまして、大阪高検公安部長でありました三井環検事を、暴力団関係者らとの共謀による電磁的公正証書原本不実記録、同供用及び詐欺並びに公務員職権乱用の被疑事実によりまして、共犯者である暴力団関係者ら三名とともに逮捕したわけでございますが、簡単にその概要を御説明申し上げます、逮捕事実の概要といたしまして、第一に、三井検事が暴力団関係者と不動産取引を行ひまして、その過程で暴力団関係者らと共謀の上、不正な手段により不動産登記の登録免許税率の軽減を受け、登録免許税約四十八万円相当の納付を免れようと企て、みず

から虚偽の住民登録をし、これを利用して区役所から登録免許税率の軽減を受けるために必要な証明書等をだまし取ったというものであり、第二に、三井検事が、暴力団関係者との不動産取引交渉が難航するや、その交渉に利するため、みずからの職権を乱用して、交渉相手である暴力団関係者の前科調書を不正に取得したというものでござい

ます。本件につきましては、三井検事が不動産取引に絡んで暴力団関係者から金銭の提供や酒食等の接待などを受けている旨の情報が大阪高検に寄せられましたことから、大阪高検において慎重に内偵を進めたものでございますが、犯罪に問うべき行為があることが明らかになりました、大阪地検に指示いたしましたして捜査を行わせることになったものでございます。

大阪地検としては、本件が、現職の幹部検察官が暴力団関係者らと共謀し、あるいは検察官の職権を乱用したという事案でありまして、極めて重大かつ悪質である上、暴力団関係者らとの通謀による罪証隠滅のおそれがあるということから、強制捜査が必要であると判断いたしました、裁判所から令状の発付を受けまして、三井検事及び共犯者である暴力団関係者らの逮捕に踏み切ったものでございます。

これは、冒頭にも申し上げましたように、他人の刑事責任を追及するべき検察官の幹部としてあるまじき、まことにとてもない事件でございます。まして、本心に遺憾のきわみでございます。

大阪地検におきまして、本件につきましては今後全容の解明がなされるというふうに考えておりますが、その解明に基づきまして厳正に対処していかねばいけないというふうに思う次第でございます。

なお、調査活動費の問題についても先生言及なさいました。調査活動費につきましても、その性格上、すべてを御報告申し上げることができない部分もござい

まして、しっかりと説明し、御理解を得るべく努力をしなければいけないというふうに思っております。

○佐々木参事委員 いずれ捜査の進展によって、今法務大臣が述べになられたような事実のほかに不祥事があるのかどうか、これはきちんと御報告をいただかなければならないと思うんですね。

ただ、これも報道によりますと、部内では、いろいろこの検事についてはやはり問題があるというふうなことで、退職勧奨とかあるいは公証人としての職を留意するからというふうなこともあったけれども、本人がそれを断って、拒否したなどということも言われたりしているんですね。

それと、一方、内部告発だそうだけれども、暴力団とのつき合いなどということを告発する者がいたということは、かなりの人にこれは知られていたんじゃないかとも思われるし、それから、これもまた部内の人に聞くとところによると、この検事は不動産を、マンションなんかを何軒も持っているというところで、ある意味で評判になっていたということも聞くけれども、法務省なり検察庁としては、そういうことをどの程度掌握されていたのか。それに対して、掌握されていたとしたら、なぜ今日まで、こういうことになるまでそのまま放てきして、放置していたのか、その辺はどうなんですか。

○大林政府参事委員 人事のことについてお尋ねがありましたので申し上げます。

検察官の人事管理につきましては、本人の経歴、意向等を踏まえて適切に対処しているところでありまして。お尋ねは、特定の個人の人事にかかわる事柄ですので、お答えを差し控えていた

だいたいと存じます。ただ、今公証人のことについてお触れになりましたが、一般論として申し上げれば、後進に道を譲るために退職をお勧めし、その後の進路の一つとして公証人に就任する希望があるかどうかを打診することはあります。ただ、個別の人事にかか

わる事柄でございますので、この程度にさせていた
だきたいと存じます。

○佐々木(秀)委員 個別の問題だと言っただけ
でも、こういうことが二度とあっては困るんでは
よ。千二百人からいって検事はみんな一生懸命だ
と言っているけれども、人間なものだから、裁判
官でも不祥事件を起こす人がいるわけだし、検
事だってどこでどう狂うかわからないということ
があるんですよ。まして、こんな世の中なものだ
から、真つ当だった人も突然何かのきっかけで
真つ当でなくなることもあってあるわけだ。だけ
ども、こういうことになっちゃ困るんですよ。だ
から、それだけに人事の面についても十分に気を
つけてもらわないと私はいかぬと思う。

だから、個別の問題だからといってお答えでき
ないというだけではなくて、今後の問題として
も、検察なり法務省なり、相当これについては重
大な意識を持ってやっていただかないとどうにも
ならぬと思うんですよ。そういう意味で申し上げ
ている。

いずれにしても、きょうはこの問題が主題では
ありませんから、いずれまた機会を改めて、これ
は集中的にでもやはり質疑をする必要があるん
じやなかろうかと思ひます。また、責任を持った
御報告もいただきたいと思いますので、それを御
要望しておきたいと思ひます。

そこで、本題の法案の方に移ります。
今ここで審議されておりますテロリズムに対す
る資金供与の關係の法案ですけれども、これはい
わゆるテロリズムに対する資金供与の防止に関す
る国際条約、これは平成十一年の十二月九日の第
五十四回国連総会で採択になっておりますね。こ
れの批准に基づいて国内法を整備するんだとい
う要請、これにに応じてつくられたのが今この私
どもが審議をしている法案だと思ひます。

ところが、先日、この条約については我が国は
批准をし、国会での承認もしたわけですから、
も、しかし、世界の主要国の中で、特にアメリカ
などがこの条約をまだ批准していないというふう

に聞いているんですね。アメリカなどは去年の九
月の十一日のテロということもあって、ブッシ
大統領は世界の各国に世界じゅうのテロを撲滅す
るために協力をしろということ呼びかけている
わけですから、その肝心のアメリカがまだこ
の条約を承認していない。ほかに主要国で承認
していないところがあるようです。

きょうは外務省はお呼びしていないんですけ
れども、法務省の方でこのことについておわか
りか、そしてアメリカなどがこの条約を承認してい
ないのは何か事情があるのかどうか、その辺の
ことをおわかりでしたらお聞かせをいただきたい
と思ひます。

○古田政府参考人 主要国におきましてこの条約の
締結状況は、G8諸国で申し上げますと、現在ま
でにイギリス、フランス、それからカナダが締結
していると承知しております。

御指摘のアメリカについては、現在、この条約
を締結するための關係法案も含めて国会で審議中
であると聞いております。

なお、この機会に全体の締結国等の状況を申し
上げますと、四月二十五日現在で三十一カ国が締
結国になっており、この条約は四月十日に発効し
ております。

○佐々木(秀)委員 最もテロに対して積極的な取
り組みをしているはずの、またしなければなら
ないアメリカがまだ慎重にそういう国内法の整備を
含めて検討している。それに対して、日本の方
は、いち早くこの条約を締結し、批准し、そして
国会承認まで経て、そしてこの国内法の整備まで
ほとんど進んでいるというのは、ちょっとテンポ
が速過ぎるんじゃないか。そのために、どうも法
案も、見てみますと、少し内容が雑なのではない
かと思われてならないんです。

な、つまり一国だけじゃなくて、数カ国にもわた
るようなテロ行為ということ想定していると思
われるわけですね。今度のこの国内法がこの条約と
の關係でつくられるものだとすれば、本法の対象
とするテロというののもやはり国際的な規模のテ
ロ、それに対する資金の提供などが問題になると
いうことではなければならないと思うんですけ
れども、本法の各条項を見ますと、このテロ行為の定
義の中でそういう限定がないんですね。つまり、
我が国一国だけでも完結するようなそういう行為
についても対象とできるようにしているんじゃない
かと思うんです。

そうすると、この国内法とそれから条約との整
合性という点で問題があるんじゃないか、国内法
の方が条約よりも対象範囲がうんと広がるん
じゃないか、そこにまた乱用の危険も生じてくる
んじゃないかということ指摘する向きがあるん
ですけれども、この辺についてはどういうふう
にお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○古田政府参考人 この条約におきましては、い
わゆる犯罪が全く一国内にとどまるという場合に
ついてはこの条約は適用しない、そういう規定は
ございます。

ただ、これは、前提となりますテロ関連条約、
ハイジャック防止条約とか、こういうものが幾つ
かあるわけでございますけれども、これらの条約
につきましては、そういうふうな行為が一国内で
行われるものであっても、ほかの国でも処罰がで
きるようにしなければならぬというようなこと
で、全般的に、非常に広い、国際的に防圧が必要
であるという観点から管轄権を認めているもので
ございまして、そういう意味では、この条約の前
提となっております各種のいわゆるテロ関係条約
の犯罪行為というのは、一国内にとどまるものと
は考えられていないというケースが非常に多いわ
けでございます。

また、その一方で、先ほど委員御指摘のような
国際的な、数カ国にわたるというところまではこ
の条約は特に要求しているわけではない、そうい
うこともあるわけでございます。

もう一点申し上げますと、この法案は、ただい
ま申し上げましたテロ資金防止条約、この批准
がもちろん主要な目的ではございますけれども、
一方で、昨年の九月の国連安保理決議第三千七
十三号というのがございまして、この決議は、す
べての国が、自国民による行為または自国の領域
内における行為であって、テロ行為を実施するた
めに使用されることを意図してあるいは使用され
ることを知りながら資金を提供する、こういう行
為について、これを犯罪化することを求めている
わけでございます。これを実施するということが
も必要なのでございます。

また、実質的に申し上げても、非常に重大
な犯罪行為について、それについての資金提供
を、本日に今国内だけの問題であるからという理
由だけでこれを犯罪化しないということは、これ
はいかにもバランスを欠くという面もございま
す。

そういうことから今回の法案を提案させていた
だいたわけでございます。先ほど申し上げまし
たような事情から、条約の範囲を著しく逸脱す
る、そういうことはないと私どもとしては考えて
おります。

○佐々木(秀)委員 という御説明があったわけ
ですけれども、私は、この条約との整合性というこ
とを考えると、むしろこの対象となるテロ行為と
いうものの定義について、本法の中で国際的なテ
ロということをやはり明記すべきだったんじゃない
かなと思ひます。今局長の御説明ありまし
たけれども、そこで概念を広くしちゃうとどうし
ても乱用の危険も出てくるものですか、そうい
う点でどうもいかなものかという疑問を拭拭で
きません。

そこで、ほかにもこの法律にはさまざまな問題
があると思ひますけれども、一つは、本法は、
犯罪の予備あるいは準備、そういう行為に対する
幫助、これを助けるという、その幫助を独立犯と
して処罰するということになっているわけではな
い

ね。補助というのも刑法でいえば共犯の一類型になるわけですが、しかし、刑法の共犯類型というのは、大体は実行犯との共犯ということを考える、それを前提にして共同正犯あるいは教唆、補助ということが共犯類型として考えられている。

ところが、本法の場合では、この補助の対象というのは、実行犯ではなくて、犯罪の予備、つまり、テロという本体的な犯罪、その予備あるいは準備の補助を独立に処罰しようということで、私は、刑法の予定する犯罪類型としては極めて特異というか異例の措置だと思ふんですね。

そこからも処罰範囲が拡大するという危険が非常に大きくなってくるんじゃないか、これを心配するわけですが、こうした心配についてはどうお考えになっていますか。

○古田政府参考人 確かに、委員御指摘のように、現在の刑罰体系の中で、予備行為あるいは補助行為自体を独立して処罰の対象とするという例はさほど多くない、これも御指摘のとおりでございます。

ただ、この条約におきましては、資金の提供あるいは資金の収集、それ自体を犯罪化して、実際のテロ行為に該当するような犯罪行為、こういうふうなものは起こらなくても、その前で処罰ができるようにするということが、これは条約の中で動かしがたい義務となっているわけでございます。そういうことで、これはどうしてもそういう犯罪類型を設ける必要があるわけでございます。

ただ、その場合、おっしゃるとおり、これが無制限にいろいろな場面で適用されるということになりますと大変問題がございますので、そういう点から、犯罪行為の類型、どういう犯罪行為が意図されているか、こういう点について、これを重大な犯罪行為にまず限定する、かつ、そういう重大な犯罪行為を行うことを、意図があるということを知っているということを大前提としているわけでございます。

さらに、それに加えて、これは、積極的に

そういう行為を容易にできるようにしてやろうという意図があるということまで絞りをかけたわけでございます。

そういうことから、相当嚴重な絞りをかけていると考えておりまして、御指摘のような拡大、乱用というふうなことは、そこまでの御懸念は当たらないのではないかと、うううに考えております。

なお、一点申し上げますと、これまでも、例えば薬物の製造でありますとか密輸入あるいは売春などやはり資金提供罪がございます。これらにつきましては、情を知って、つまり、そういう意図があるということを知ってという要件がなければいけません。それ以上に、積極的にそれを実行させようとか支援しよう、そういう意図がない場合でも処罰の対象にしているわけでございますが、それに比べるとこちらの方はより限定してある、そういうことでございます。

○佐々木(秀)委員 いろいろお話を聞いただけでも、私はやはりいろいろな点で懸念が払拭できないんですよね。

そこで、これも見ますと、ううんとうならなきゃならないんだけど、例えば構成要件がはっきりしているかどうか。これは罪刑法定主義からも私は問題があると思うんだけど、どうも構成要件が本法では不明確なんじゃないかな。特に第二条の資金の提供、第三条の資金の収集、この構成要件ですね。

例えば第二条では、「情を知って、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、」こうなっているんですね。「情を知って」ということは、いわゆる故意、犯意と違ふのかどうか。今も局長のお話の中で「情を知って」という言葉が出たんだけど、情を知ってというのはどの程度のことを知っていればということになるのか。それからまた、犯罪行為の実行に資する目的とか、実行そのものを助けるということならともかくとして、「実行を容易にする目的で、」容易にするというのはどういうことまで言っているのか。これも解釈の仕方によっては非常に広くなっちゃうと思うんですね。

それからまた、第三条で、「資金の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、資金を収集したときは、」これあたりも、その他の方法なんていって、どんな方法を想定しているのか。これもまた幾らだっただけ解釈のしようによっては広げることができる。そして、勧誘のほかに、要請する、つまり頼むというか、お願いするというか、そういうこと自体が犯罪行為になるというの、これもまたいかなるものかと思うんですね。こういう構成要件の規定の仕方というのは、余り感心しないと思うんですね。

しかも、テロそのものだって定義が非常に難しいでしょう。国連の中でもすったもんだしてしまふ。テロというのはいかなるものかというところで、なかなか結論が出ないような議論が行われている。

それからまた、きょうあたりの新聞を見ますと、例のイスラエルとパレスチナの関係です。パレスチナの方は自爆テロが多いんですね。これは明らかにテロだと言っているでしょう、無差別に人を殺傷することなんだから。もちろん私も、こんなことはあってはならない、好ましいことじゃないと思っています。しかし一方、イスラエルが正規の軍隊、組織的な軍隊を例のパレスチナの自治区の中にどんどん侵襲させて、これもまた無差別に人を殺していることについて、近隣のアラブ諸国がこれは国家を挙げてのテロ行為だと言っているんですね。事ほどさように、テロというのはなかなか複雑で、その定義づけが難しいところがあるんじゃないかと私は思うんですね。

そしてまた、例えば東ティモールの独立運動なんかにしても、政権を持っている党から見ると、そういう独立運動なり活動というのはテロだ、こう言いますし、それからまた、現に国家の元首だとか要職になっているような方でも、かつてはその国の独立のための活動あるいはゲリラ活動なん

かをやった、そのことがテロだった、あるいはテロの首謀者だったと言われた人たちが現在はその国家の重要な地位を占めているとか、いろいろあるわけですね。

私も実は、二月にイスラエル、パレスチナに行ってきたりまして、両国の首脳なんかに会って、イスラエルの軍事攻撃、あるいはそれに對する報復としてのテロ行為が繰り返されている悲惨な実情を見てきたんですけど、そういうことを考えると、余り軽々に、テロ、そしてそれに対する補助の目的での資金の提供、資金収集というのも、一つ間違えば際限なく広がっていく危険がある。

そういうことから考えると、構成要件は相当嚴重に、シビアに規定すべきだと思うんですけども、この二条、三条の規定の仕方というのは、私は、構成要件が非常に不明確で、これは実際に捜査をする人たちの解釈によっては幾らでも広がっていくんじゃないかという心配を持たざるを得ないんです。捜査の当局である法務省・検察あるいは警察の方で、これについてどのように抑制的にやっていけるのか、その辺をお伺いしたいと思っています。

○古田政府参考人 ただいまお尋ねの中に非常に多岐にわたる点が含まれているように思いますが、前提問題としてごく簡単に申し上げますと、情を知ってとか、あるいは資金の提供をする、こういうのは既に法文上、これまでも確定しているものでございます。

また、資金の収集で、要請ということについての御指摘もありましたけれども、要請自体が犯罪になるわけではなくて、あくまで資金を現に手に入れるということが犯罪行為になるわけでございますので、そういうふうな点で、おっしゃるような不明確ということにはならないと考えております。

ただ、それはそれといたしまして、もちろん、こういうふうな資金の獲得、これは、いろいろな正常な活動とか、こういうものでも同じような形

態をとるといふ場面というのはいさばあるわけ
でございますので、もちろん、それが犯罪行為に
当たるかどうかということについては、いろいろ
な客観的な状況、資料、そういうものから慎重に
判断して行ふべきことは当然でございます。そ
こら辺については、もとより十分、捜査の過程に
おいても慎重に対応することとなると思われま
す。

また、その一方で、いざにいたしまして、
こういう処罰法規自体、この適用については捜
査当局限りでできるわけではございませんで、裁
判所による裁判手続を経なければなりませんし、
特に強制捜査ということになれば、これもまた裁
判官のチェックが入るわけでございます。捜査
機関限りでいかにでも使えと、そういうふう
なものでは全くないと考えております。

○芦刈政府参考人 警察といたしまして、本
法が施行されました場合には、本法に基づきま
してテロ資金提供行為等の取り締まりに当たって
まいるところでありましても、その際、当然の
ことながら、法律の趣旨にのっとりまして適正に
捜査を進めてまいりたいと考えているところで
ございます。

○佐々木秀委員 こういうことを言うのは、こ
れまでもやはり、解釈の仕方によって、その解
釈を拡張することによって、例えば警察などは問題
になる捜査を行ってきたという事例がないわけ
ではなかったから私はそれを指摘しているわけ
です。

今も申し上げたように、大体、テロ行為そのも
のについても、概念規定をするのはなかなか難し
いんですよ。例えば、さっきのパレスチナの
人々、難民がたくさんいる。これを援助しよう
ということ、日本の国内でそういうことについて
の募金運動をするというように、イスラエ
ル側から見ると、むしろパレスチナのテロを援助
していることになるというように指摘が出て
くるだろうと思うんです。それに対して募金をする
、カンパをするような人々も、解釈のしよう

によつてはこの構成要件に該当しないとは言えな
いですね。

しかも、この第二条、第三条を見ると、資金の
提供、資金の収集で、こゝで言う資金というのは
金額が幾らなんというところは書いていないわけ
ですよ。金額の多寡なんというものは全然問題にな
っていない。だから、極端に言えば、千円ぐらいを
カンパしたという人についても、それが場合に
よつてテロ行動に対する間接的であつても援助に
なるというふうな見方をされれば、意図的にやろ
うと思えば、これで逮捕できないことはないん
です。しかも、この予定されている刑罰は重い
ですよ。第二条についても第三条についても、十年
以下の懲役または千円以下の罰金ですから、こ
れは大変な重罰だと私は思うんです。

こういうことがみだりに適用されるということ
になると、私は、国民の人権を非常に侵害するこ
とになる、そういうおそれを内包している条文
だ、法律だと言わざるを得ないので、くれぐれも
捜査当局は、恣意的な運用をしてもらつては困
るし、十分に配慮をしながら活動に当たつてもら
いたい。このことを心から私は留意してもらいた
いと思つてこの質問をしているわけですから、ど
うかそのことを意識していただきたいと思います。

それからもう一つ、本法では、テロ行為と資金
の供与との結びつきというのは必ずしも考えられ
ていないんですね。例えば具体的に、去年の九月
十一日にあつたあのニューヨークのテロ、実行犯
は死んでしまつてゐるわけですから、しかし、
それを共謀した者たちなどというのが摘発をされ
たり、逮捕されたりしている。まあ、本当の首謀
者はだれかということについてはまだ確定されて
いないようだけれども。

それで、現にこういう、例えばあの九月十一日
のテロ行為、これが行われることを知つていて、
まあそれが「情を知つて」ということになるん
でしようけれども、そういうことを知つて、それに
対する活動資金として金を出していた、それで実
際にあつたテロが行われたということになる

と、これは資金の提供とそのテロとが結びついて
いる、こういうことになるわけです。

だけれども、本法では、テロ行為自体とそれか
ら資金の供与との結びつき、これは全く考えられ
ていないですね。さつきもお話があつたように、
資金の供与自体を処罰の対象にしているわけだけ
れども、この結びつきというのはなくてもいいん
だろう、私はそう考えるんですけれども、これ
については、法務省、どう考えていますか。

○古田政府参考人 まず、条約の問題として、テ
ロ行為との、いわゆる犯罪行為との結びつき、こ
れがどの程度のことを要求しているのかというこ
とがございします。

それで、その当該行為だけかということになり
ますと、これは条約上、例えば「直接又は間接
に」というような言葉が入つていたり、それから
安保理決議の千三百七十三号も同様、「直接又は
間接」というふうな文言が用いられているわけ
でございします。

そういうことからいたしますと、これは本当に
犯罪行為そのもの、例えば先ほど例に挙げられま
した米国の多発テロの場合であれば、飛行機に
よつて突入するその行為自体に対する資金と申し
ますよりは、もちろん飛行機を調達するための資
金あるいは飛行訓練その他の資金、こういうふう
なことを、要するに犯罪行為を実行するた
めに諸般の準備が必要、そういうようなことも全
体をとらえて、これはやはりそういうことに對す
る資金の提供も犯罪化するという必要がある、そ
ういうことであります。もちろん、その実行行為
と全く結びつかないような、全然別な目的の寄附
とか、こういうようなものを処罰の対象とする
ということはいさばあり得ないわけでございます

が、そういう意味で、その犯罪行為と、少なく
ともそれを容易にする、つまり、まあ別な言葉で
言えば支援する、そういう目的という結びつき
は、これは必要であるということにしたわけでご
ざいます。

収集の方は、これは実行のために必要な資金と

いうことでございしますので、先ほどの準備行為と
かそういうことも含めてはありますけれども、
それ自体で、そこで結びつきというものは明示して
いるという考えでございします。

○佐々木秀委員 条約を締結し、批准をし、国
会でも承認しているわけですから、私も、それに
基づく国内法整備としてのこの法律を全面的に否
定するわけではありません。まあ、必要なことは
必要だろうとは思ふんです。しかし、何にして
も、この規定の仕方その他からいって、適用を相
当厳格にやつていただかないと、乱用の危険が出
てくると私は思ふんです。

冒頭にお聞きをいたしましたけれども、アメリ
カなどでは、この条約の締結そのものがまだだ
というところ、これは日本が先駆けているわけ
だけれども、今私が指摘しただけにとまらない。
いろいろな問題がやはりあると思ふんです。

だとすると、本当は我が国でも、この国内法を
つくるについてはもうちょっと慎重でよろしいの
ではないだろうか。少なくとも専門家などの御審
議もいただくような、法制審議会にまずこれをか
けて、そこで御協議いただいた上で国会に提出さ
れるというふうなことでよかつたのではないか
な、そんなふうにも思ふんですけれども、本法は法
制審議会にかけていないわけですね。これはどう
してだつたのか。これは法務大臣からお答えいた
だきましようか。

○森山国務大臣 この法案は、昨年アメリカで同
時多発テロ事件が発生いたしました、国際社会に
おいてテロ撲滅のための対策をさらに推進するこ
とが緊急の課題になっておりますことを踏まえま
して、日本政府として、早急にテロ資金供与防止
条約を締結するとともに、国連安保理決議第十三
百七十三号を実施するという国際的な要請にこた
えるために必要な国内法整備を行うものでござ
います。その基本的な内容は既に条約等で決ま
っているものでございします。

また、本法案の内容は、公衆等脅迫目的の犯罪

行為を定義した上、このための資金の提供及び収集行為を処罰し、これらに係る所要の国外犯処罰規定を設けるという限られた場面に關するものでございまして、法務省所管の刑事の基本法令の制定、改廃には当たらないと考えられる上に、この条約の確実な実施を図るため、金融庁等においても金融機関による本人確認等に関する法律案等を提出する予定であったことなど、ほかの省庁とも歩調を合わせながら立案作業を進めなければならぬという制約もございました。

以上の事情を踏まえまして、法制審議会には作業状況を御報告するにとどめることにしたものでございます。法制審議会には、ことしの二月十三日開催の第百三十六回会議におきましてこの旨の御報告をいたしまして、御了解をいただいたわけでございます。

○佐々木(秀)委員 本当はもっと慎重にやっていただかたかと思うんですけども、とにかくも、今私が懸念しますように、構成要件的にいっても問題がある。そういうことから、くれぐれもこの運用については乱用にならないようなことのないように、ひとつ捜査当局は厳重にやってもいいと思いますので、そのことを要望して、質問を終わります。

○園田委員長 午前四時四十五分から委員会を開することとし、この際、休憩いたします。

午前九時四十七分休憩

午前十時四十九分再開

○園田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

議題になっております公衆脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案について質問いたします。

大変難しい名前の法律案であります、略称いたしますと、テロ防止のための資金提供処罰法といつてもいいのではないかと思います。

私も日本共産党は、昨年九月十一日のアメリカでの同時多発テロに關して、直後の九月十七日、世界の首脳にあてた書簡を通じて、三つの点を指摘いたしました。

一つは、このようなテロは絶対に許されない卑劣な犯罪行為であること、二つは、いかなる宗教的信条や政治的見解によっても正当化できるものではないこと、そして三つには、このような野蛮なテロを根絶することは、二十一世紀に人類がこの地球上で平和に生きていく根本条件の一つであるということを示すためにしたわけでありました。

それで、本法案は、一九九九年十二月九日、米国の同時多発テロよりも二年前の第五十四回国連総会において採択されましたテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約、そしてそれに加えて、昨年九月二十八日の、自国内でのテロ資金提供行為の犯罪化を世界各国に求めました国連安保理決議第一三三三号に基づくものであります。

したがって、これは国連を中心とした、法による、非軍事によるテロ根絶の方向に合致するものであると私も考えておりますので、基本的に賛成であります。

大事なことは、こうした国際条約や国内法がテロ根絶のために真に実効性を持つこと、そして同時に、刑事法でありますから、これが乱用されて政治活動の自由等基本的人権を侵害することのないように、犯罪の構成要件を明確に定めることだと思ひます。実効性を持つことと乱用されないこと、二律背反の要請ではあります、これが大事だと思ひますので、その観点から法案についてお聞きをしたいと思います。

まず、この法案がテロ根絶のための実効性を持つつか、その問題についてお聞きします。私は、そのためには、世界のすべての国々でこの条約が締結をされ、批准をされ、国内法が制定

される、それが大事だ。一部の国だけで国際、国内テロ根絶のための資金提供を防止するための処罰をつくっても、ほかの国々が同調しないということになれば、それは実効性を欠くわけでありまして、それが大事だと思ひます。

そこで、外務省にお聞きをいたしますが、現在、この条約の締結国、批准国、それぞれ何カ国になっているんでしょうか。とりわけG7諸国の締結、批准状況はどうでしょうか。条約は発効しているんでしょうか。それらの現状についてまず御答弁願ひます。

○小野政府参考人 お答え申し上げます。本条約は、ことしの四月十日に発効しているわけでございます。

締結国数でございますが、国連が確認している最新の状況によりますと、四月二十五日現在、本条約締結国数は三十一カ国でございます。ちなみに、昨年の九月十一日のテロ事件の当時は、実は締結国数は四カ国でございました。そのうち、G8では英国のみが締結国だったわけでございまして、今日それが二十七カ国が加わりまして三十一カ国ということになっているわけでございます。

例えば、欧州、北米では、イギリス、フランス、オランダ、スペイン、オーストリア、それからカナダ等十三カ国。それからアジアでは、スリランカが締結済みでございます。ロシア・NIS諸国では、アゼルバイジャン、ウズベキスタンといった国が締結しておりますし、中東アフリカではアルジェリア、中南米では、グアテマラ、キューバ、ボリビア、ペルー、チリなど九カ国。アフリカでも、象牙海岸、マリ等、それから大洋州でもパラオ等が既に締結国になっているわけでございます。

それから、署名国についてちなみに申し上げますと、九月十一日の時点では比較的少なかったわけですが、現在では署名国も三倍に達してしまつて、百三十二カ国という状況でございます。また、先生御下問のG8の状況でございますが、現在、未締結国は、我が国のほか、米国、ド

イツ、イタリア及びロシアの四カ国になっておりますが、このG8の未締結国につきましても、それぞれの国は本条約の締結に向けて具体的な作業を急いでいるというふうに承知しております。米国は、昨年十一月に法案が下院の審議に付された後、十二月十九日に下院を通過いたしました。現在、上院の司法小委員会が審議されているわけでございます。米商務省としまして、一日も早く同条約を締結することが何よりも重要であるというふうに言っております、議会に対しても積極的に働きかけているという状況でございます。ドイツにおきましては、現在、連邦政府内で本条約の批准のために必要となる法案の作成作業が既に完了しております、関係法案が連邦議会に提出されたというふうに承知しております。

イタリアにつきましても、法案が委員会等の審議に付されているところというふうに承知しております。ロシアにつきましても、近く法案が承認されまして、大統領より議院に提出されることになるというふうに承知しているところでございます。

○木島委員 署名国数それから批准国数、数字は示されました。しかし今日においても、この国際条約について百三十二カ国が署名しておりながら、いまだに三十一カ国しか批准をしていない。そこにはどういう背景があるんでしょうか。余りにも少な過ぎると思わざるを得ないんです。とりわけ今、先進諸国、G8諸国での状況をお話しになりましたが、この時点でまだアメリカ、ドイツ、イタリア、ロシア、日本もようやく今の段階にきているんですが、批准してはいないわけですね。それはなぜおきてるんでしょうか。

そもそもこのテロに対する資金供与防止条約の出発点は、一九九六年七月のバリにおけるG7、P8の閣僚会議における先進国の合意、これから世界でテロ対策が大事だ、だから資金供与などを防止しよう、こういう先進国の合意に基づいて世界へ発信されたはずだったんじゃないでしょうか。

か。その先進国ですらいまだにこんな状況というのは、いかがなものかと思うんです。

本年三月十八日の読売新聞の社説なんかによりますと、こんな状況では、「条約が発効しても十分な効果が期待できない。特に、同時テロの被害国で、国際テロ撲滅の先頭に立っている米国が、条約批准や国内法整備に消極的な姿勢を見せているのは無責任だ。」こういう指摘まであるんですね。先進国の状況、それから、なぜいまだに三十一カ国なのか、その辺の背景、国際社会の状況、外務省が一番把握していると思いますので、つまびらかにしていただきたいと思っています。

○小野政府参考人 本条約の成立経緯、作成経緯につきましましては、今委員が御説明になられたとおりでございます。九〇年代に入りましてまさに重大なテロ事件が非常に多発してくるという状況の中で、テロリズムに対する根絶という大きな問題を考える場合には、さまざまな措置をとらなくちゃいけない、特に資金面での根絶というものが非常に重要だということを、G7、一九九六年、ちようどりヨン・サミットがございましたけれども、そのサミット及びその後のパリにおきますテロリズムに関する閣僚会議において認識が高まってきたという経緯があるわけでございます。

そういう中で、一九九九年、先ほど委員が言われましたように、国連総会において、フランスが本件条約の作成を呼びかけて条約案を提示いたしました。それでアドホック委員会が条約を検討され採択されるに至ったものというふうに承知しております。

そういう中で、今日まで約二年余にわたり、恐らく関係国は、それぞれの国内法整備、特に資金をとめるという点についてそれぞれの国内法整備の整備という点で取り組んできたというふうな承知しているわけでございます。特にG8に關しましては、まさに指導的にこの条約を批准しなくちゃならないということは常に折に触れて議論されてきているところでございまして、G8諸国がみずからリーダーシップを発揮する、こういう

ことで、今回の九月十一日の米国同時多発テロを契機としてそれぞれの国が加速度的に作業を進めてきているというふうな承知しているところでございいます。

日本におきましては、同様に昨年の十月、署名を了しまして、加速度的に関係省庁の間で議論を深めてまいりまして、今回、国会の御承認を得るというところにとどり着いたというところでございいます。日本に關しましては、御案内のように、九月十一日の時点で英国のみがG8では締結していたわけですが、その後、今日、フランスが本年一月、それからカナダが本年二月に締結しているという状況でございまして、我が国としても、先生御指摘のとおり二年余かかっているわけですが、他のG8諸国に比べて必ずしも我が国の締結がおくれたということではないんではないかとこのように認識しているわけでございいます。(木島委員「何でこんなに三十一と少ないのかの背景」と呼ぶ)

先ほど申し上げましたように、それぞれの国の政府内の国内立法、それから手続的な手当てというものが、それぞれ検討を進めてきている、それにより時間がかかっているのではないかとこのように理解しているところでございいます。

○木島委員 今、なぜいまだに三十一カ国なのかという問いに対して、手続が大変なんだとおっしゃられました。そういう問題じゃなくて、この条約締結がなかなか進まない背景には、やはりテロというものの定義に対して国際社会の中で大きな意見の相違がある。

もっと簡単に言います。民族自決を求める闘いなどは除外すべきだというアラブ諸国の意見、それと、これに対する先進国の反対。もう一つ、テロを行う国家もあるではないか、イスラエルが名指しされているわけですが、テロ国家に対してもきちっと規制をすべきではないかというアラブ諸国の意見に対して、先進諸国はそういう立場に立っていない。この基本である、テロとは何か、こういう概念について国際社会の中で大きな

意見の食い違いが厳然としてあるということが、私は、やはり残念ながらこのテロ資金防止条約が進んでいないという背景にあるのではないかと見ているわけでありまして、そのことだけ述べて、我が国の問題について、大臣お見えですから、私から一言お聞きしたいと思うんです。

今答弁にありましたように、この条約に我が国が署名したのは、昨年の九月、一同時多発テロの五十日後の昨年の十月三十日でありました。九九年九月の国連総会から二年も放置し続けたのはなぜか。昨年九月、一一のテロが起きて、政府がやったことは、御承知のようにこの問題ではありませんでした。テロ特措法を成立させて自衛隊を出動させることは速やかにやりました。それから一生懸命で、この条約締結を後回しにしたんです。ね、日本政府は。本日に日本政府は国際社会からテロを根絶するという立場に立っていないんじゃないかと私は思わざるを得なかったんです。

テロ特措法の審議にも私は直接参加した一人として思うんですが、なぜ二年も放置されたんですか。法務大臣、どういう所見でしょうか。

○森山国務大臣 条約の締結ということは外務省の所管でございまして、法務省はかねてから、外務省を初めとする関係省庁と協力いたしまして、この条約を締結するための整備が必要である、その整備が必要な国内法等について鋭意検討を行ってまいったところでございいます。

昨年の同時多発テロが発生いたしました、国際社会におきましてもテロ撲滅のための対策をさらに推進するというのが喫緊の課題となっていて、これを踏まえまして、関係省庁からの全面的な協力をいただくことができて、検討作業が集中的に進められた。結果、所要の検討を終わりましたので、この条約実施のための国内担保法案を提出させていただくことができたということでございいます。

○木島委員 この問題はそのぐらいにいたしました、もう一つの側面であるこの国内法が、刑事法制であります、これは政治活動の自由に関する問

題ですから、乱用されて国民の人権が侵害されることがあってはこれまたいかぬわけでありまして、今度はそういう立場から法案に即してお聞きしたいと思っています。

この法案の第二条が、資金提供罪という新しい犯罪の構成要件が書かれております。「情を知って、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、資金を提供した者は、十年以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。」

私がこの条文を読ましてちょっと奇異に感じたのは、「資金を提供した者は」というのが犯罪の構成要件ですが、資金提供の相手方が条文には明記されておられません。資金提供の相手はだれなんでしょうか。なぜ相手方を特定、明記しなかったんでしょうか。

○古田政府参考人 この資金提供罪が成立するためには、提供者におきまして、資金提供の相手方が公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行する意図を有していることを知っている、つまり、情を知っているということが要件とされているわけでございいます。そこで、資金提供の相手方は、おのずと、こういう犯罪行為を実行する意図を有している、そういう個人とは限りませんが、グループである可能性もあるわけですが、それに限られるということになってまいるわけでございいます。

なお、資金提供罪については、これまで複数、例えば薬物の製造でありますとか密輸、あるいは売春を業とする罪、こういうふうなものについても設けられておりますが、これらにおきましても、いずれも、資金提供の相手方というのを明記しているわけではなくて、ただいま申し上げたように、そこは解釈で当然そうなるという理解であつたように承知しております。

○木島委員 そうすると、この二条が成立する資金提供の相手方は、公衆等脅迫目的の犯罪行為を意図している者だという答弁でありました。この法律の第一条、まさに定義にかかわる部分ですが、この犯罪行為を意図している者ということで、わかりました。個人も集団も含むというこ

とですね。

それでは、第一条の公衆等脅迫目的の犯罪行為の定義に関してお聞きをいたします。

この定義の仕方を見ますと、犯罪行為者は定義されていないんです。今、答弁は、第二条の資金提供の相手方はおのずと第一条の犯罪行為を意図している者だとおっしゃいました。しかし、この第一条の定義の仕方を見ますと、テロ行為の定義はしているが、テロリストの定義はしておりません。

アメリカでは、九・一一同時多発テロを受けまして、世界の各地のテロリストの組織を名指しいたしましたね、アブ・サヤフとかアルカイダとか。そういうテロリストの集団、組織を名指し、特定をして、これに対する資金を凍結、封鎖したのではないのでしょうか。

この法律の組み立ては、そういう相手方は特定しない、行為のみを特定して法律が組み立てられている。これは、なぜこのような犯罪構成要件の組み立て方をしたのでしょうか。

一つの私の問題意識を申し上げますと、相手の属性を明示しない、テロリストを明示しないで、テロ行為の形態のみを明示したんでは、これを実行する者への資金提供を犯罪とする構成のやり方では、法の実効性がなかなか生まれてこないのではないかという問題意識を私は持つんですが、どうでしょうか。

○古田政府参考人 ただいま御指摘のように、この法案は、あくまで行為を中心といたしまして、その行為に対する資金提供ということにしているわけですが、これは、この法案が担保しようとしておりますテロ資金供与防止条約、あるいは国連安保理決議の千三百七十三号、これらはいずれもその中に、行為に関する資金の提供、これを処罰するという構成になっていて、いわゆるテロ団体でありますとか、テロ組織というふうな部分というのは、特にこの条約では明記されていないわけですが、

これは、従来から、国連関係の条約におきまし

ては、テロ行為自体を定義するわけではなくて、テロ行為としてよく用いられるような重大な犯罪行為を犯罪化することを義務づける、そういうふうな方法で条約を制定してきたわけで、このテロ資金供与防止条約も、その流れと同様に、特定の行為、それに関連する資金の提供を犯罪化するという構成になっておりますので、それに合わせたものでございます。

○木島委員 私は、こういう法律のつくり方というのは、もう一つの側面、逆に解釈が恣意に流れて乱用されるということにもつながってしまうんじゃないかと。要するに、資金提供の相手方が特定されないで、行為だけが特定されていきますから、そういう行為を意図している者というのが犯罪構成要件ですから、逆に政府の恣意に任ざれてしまふんじゃないかということを危惧するわけでありまして、法務省は、そういう危惧はお持ちになりませんか。

○古田政府参考人 委員御指摘の点につきまして、私どもとしては、やはり行為を中心に構成することの方が、いろいろな場面で具体的な妥当性が特に犯罪として見た場合に多いことは実際であり、かつ、構成要件の意味での明確性ということも、やはり行為を中心にするということがこれまで少なくともとられてきた方法であると考えております。

○木島委員 それでは、行為の具体的中身について立ち入ってお伺いいたします。

先ほどもちょっと触れましたが、昨年十月の国連総会第六委員会のテロ作業部会による包括テロ防止条約案の審議におきましては、テロの定義をめぐって意見が対立して、結果的に包括テロ防止条約は成立しませんでした。

焦点は二つありました。一つは、外国の占領、侵略、植民地主義、覇権に対する自由と民族自決の闘争はテロ行為ではないとするイスラム諸国の主張をめぐる先進諸国との対立であります。もう一つは、イスラエルなどの国家によるテロも対象にせよというイスラム諸国の主張と同じく反対す

る先進諸国の対立だったわけでございます。

そこで、ぜひ聞きます。民族自決のための闘争としてのこの第一条に掲げられているような行為は、法案第一条の「公衆等脅迫目的の犯罪行為」に含まれるのか、それとも、今国連でまさに議論が激しく闘わされている分野ですが、民族自決のための闘争として行われるその一環としての行為は、これは除かれると解釈されるのか、御答弁願います。

○古田政府参考人 この法案は、我が国の刑法に規定する犯罪行為に該当する、すなわち、我が国の刑法に規定する犯罪行為であるということが大前提でございます。

お尋ねの民族自決としての闘争行為、これは具体的にどういうことを想定するか、非常にいろいろなケースがあり得る、そういう意味では、一概に申し上げるというのは大変難しいところがございます。結局、個別具体的な状況に照らして判断されることになると思われるわけでございます。

ただし、先ほども申し上げましたように、いざにせよ、そういう行為でありまして、そもそも犯罪行為と言えるようなものと認定できるものでなければ本条には当たらないということにはなるわけでございます。これにつきましては、やはり国際法的な問題ということもございまして、しょうし、また、非常に現実の問題として申し上げれば、日本国外のある地域で具体的にどういふことが行われ、それが本当に合法か違法かというふうな判断をするということについては、これは、いろいろな事実関係、証拠資料等非常に難しい問題がございますので、そういう場合に、本罪の適用ということについては、これは非常に慎重に行わなければ、検討をして考えなければならぬ問題と考えております。

○木島委員 民族解放のための闘争にもいろいろなケースがある、一概に申し上げられないという答弁でした。実は、日本弁護士連合会が、この法案に反対の

態度を表明しております。その一つの理由がこの問題なんです。日弁連の声明にはこのような指摘があります。南アフリカのアパルトヘイトに反対する活動や、東ティモールの独立などを支援する国内の団体に資金カンパをするような行為すらが犯罪行為として処罰の対象とされる可能性がある、それは非常に人権保障上問題だという指摘をいたしまして、この法案に反対の立場に立っているのですね。

お聞きいたしますが、例えば、東ティモールの独立を目指す闘いがある、組織もある、いろいろな多様な行動をやっているでしょう、その行動の一つには、この法案第一条の定義に触れているような形態がたまたまあったとします。しかし、だからといって、その独立を目指す運動体に対する資金供与は決してこの法案第二条には該当しないというふうに思いませんか。この日弁連の心配に対してどう答えますか。

○古田政府参考人 ただいまお尋ねの点でございますが、まずその犯罪行為をするということを知っていて、かつなお、積極的に当該行為をいわばやりやすくするようにするという意図を持って、あるいは、それが必要でございまして、その団体あるいはグループの中でそういうものをする者がたまたま、もしいたいたしまして、その前に行われた、そういうグループ資金のカンパなどが本条に当たるといふことはございませぬし、また仮にそういうことが過去に多少あった場合であっても、一般的にそういうことを積極的に支援する目的があると認定できるといふことは、これは非常に困難なこととございますので、御懸念のような問題はないと考えております。

○木島委員 それでは、もうちょっと立ち入って法案の条文に即してお聞きします。

そうおっしゃいましたが、第一条の三つの類型、第一は、人を殺害、その他傷害、略取、誘拐、人質であります。第二は、航空機あるいは船舶に対する危険を生じさせる諸類型です。第三は、爆発物に関する諸類型であります。明確な

概念もあるのですが、非常に法律家から見て不明確な概念もありますので、ただしておきたいと思っています。

第一条第一号の中に、凶器の使用その他の身体に重大な危害を及ぼす方法により人質にする行為というのがあるのです。凶器の使用はわかりませんが、私、しかし、その他の身体に重大な危害を及ぼす方法による人質にする行為、こういうのが構成要件なんですね。いかようにも解釈されて大変心配なんです、こういう概念です。

○古田政府参考人 人の身体に重大な危害を及ぼす方法、これは、具体的に例を申し上げますれば、例えば炭疽菌を散布するとか、あるいは放射性の物質によって汚染するとか、そういうさまざまな形態があるわけでございます。要するに、人の身体に非常に重大な危険を及ぼす、そういう性質の行為ということでございます。

ただ、今委員御指摘の点につきましては、この「重大な危害を及ぼす方法により」というのは、身体を傷害するというにかかっているものでございまして、人質にする行為にはこれはかかっておりません。

○木島委員 そうですか。そうすると、もう人質にする行為だけでこの法律は動き出してしまおうということになるわけですね。

○古田政府参考人 人質にする行為というのは、これは、人質にする行為が日本で犯罪行為に該当するときは、監禁等を手段とする、あるいは誘拐等を手段とするということが大前提になっているわけでございます。そういうことで、そういう方法によって人質にした場合は、これは含まれるということでございます。これは、人質をとる行為の処罰に関する国際条約があるわけでございます。それを前提としている、それでこういうものを含まれるということでございます。

○木島委員 もう一つ、じゃ、第二号の方のいろいろな類型の構成要件の中で、航行に危険を生じさせる行為、ほしいままにその運航を支配する行為というのがあるのです。これも非常に漠として

た概念でありまして、こういう言葉をみだりに刑事法に持ち込んでくるというのは、私はちょっといかがかなと思うのですが、具体的にどんな行為なんですか。これで乱用のおそれはないんでしょうか。

○古田政府参考人 ただいまお尋ねの点で、例えばほしいままにその運航を支配する、これはいわゆるハイジャック処罰法一条一項の運航支配罪がございまして、そこで、ほしいままにその運航を支配したという構成要件が定められておりますが、それと同じものでございます。

また、航空危険につきましても、これは航空危険罪処罰法で、航空の危険を生じさせるという構成要件がございまして、これを用いたものでございまして、これは、いろいろな方法があると思えますけれども、例えば管制関係を混乱させて航空の危険を生じさせるというふうなこともあります。し、要するに、飛行機の航行が危険な状態になることに当然つながるような性質の行為ということでございます。

○木島委員 具体的に、航行に危険を生じさせる行為をやって逮捕されて罪に問うという場面とか、ほしいままに運航を支配して危ない状況をつくり出す、そういうことが行われて、それで逮捕して投獄するならばわかるのです。しかし、この法律はそうじゃないんです。そういうことを意図する者に対して資金を提供したことに對して、それが可罰的違法性があるということで逮捕できるんです。ですから、まだ行われていないですね、この犯罪行為が。これは、犯罪行為をやるうとする、意図する者に対して、それを知って資金を提供した、そういう場面でも既遂になるわけ、まだ行為が行われてない段階で発動される法律なので、見えないわけですね。ですから、非常にあいまいな構成要件というのはいかがなんでしょうか、私に思っているというのを私は指摘しておきたいと思うのです。

それと、法務大臣にこれは意見を求めたいのですが、先ほど来、例えば民族自決を求めて抑圧的

政府と闘争中の勢力には、いろいろな多様な行動があるのです。場合によっては、その中の一つには、刑法の言葉を言えば人質なんということに該当するような行為も出てくるでしょう。そういうあいまいな行為概念で、しかもそれが現に行われているのではないで、そういうことをやるうとする意図がある者に対して金を送ることを処罰の対象にしている。解釈次第で非常に適用されるおそれが広がってくる。だから、私は、イスラム諸国が、包括テロ防止条約の定義をめぐって、民族自決運動は除外してくれという要求をしているのも、やはりそこにあるんじゃないかと思うのです。ですから、この法の解釈運用には特段の慎重さが求められるんじゃないかと私は思うのです。が、担当大臣としての御所見をここで述べていただきたい。

○森山国務大臣 これは、国際的な要請に基づきまして、特に昨年の同時多発テロ以降、このような条約が必要である、それで署名が推進され、そしてこれから批准もするために国内法を整備するというところで、国際的な状況に見合っただけでございまして、当然、これは刑事法でございまして、適用に当たっては十分慎重に対処するべきものと考えております。

しかし、おっしゃるような危惧も感じられることでもあり、またそのようなことを指摘される方もございまして、当然、これは刑事法でございまして、適用に当たっては十分慎重に対処するべきものと考えております。

○木島委員 もう一つの問題について聞きます。先ほど、国連では、国家によるテロ、そういう行為を防止するための枠組みをつくるかどうかについても意見の対立があると指摘をいたしました。では、この法案では、国家によるテロとしての行為は、この法案第一条の「公衆等脅迫目的の犯罪行為」に含まれるんでしょうか、法務省。

○古田政府参考人 国家によるテロというのが、これまたさまざまな範囲をイメージして用いられるところもございまして、一概に申し上げるということは大変困難でございしますが、例えば、仮に

何らかの国家意思みたいなものが背景にあるというふうなことでありまして、当然それが犯罪行為に当たるといえるものにつきましては、これは本罪の対象にはなり得るということでございます。そのほか、さまざまな個別事情でそれぞれに判断しなければならぬわけで、その判断に当たっては、先ほども申し上げましたように、物によりましては、国際法上どういうふうな考えられるか、そういうふうな点も十分含めて判断しなければならぬ場面もあるかと思っております。

○木島委員 では、具体的に聞きますが、パルカン半島の諸国に見られるような、事実上二国の中で内戦状態になってしまっている、そういう場合の紛争当事者の一方に対する資金供与などは、この第一条の定義に入るんでしょうか。実は、日弁連などからは、第一条第一号には「人を殺害し、若しくは」云々という言葉で、人という言葉だけで概念の縛りが無い、しかし、国際条約はもっと縛っていたんじゃないかという批判的意見があることを踏まえて答弁願います。

○古田政府参考人 何度も同じようなことを申し上げますが、特定のいろいろなケースにおいて、それぞれどういう事情であるかということは個別の判断ということがどうしても必要になるわけでございます。一概にお答えするというのは大変困難でございまして、

いずれにいたしましても、先ほども申し上げましたとおり、外国の領域内において起こっているいろいろな現象につきましては、その内容、それが、日本の犯罪行為として違法性を、日本で行われたとすれば違法性を持ち得るものかどうか、こういう点については非常に慎重な判断が必要になると考えられるわけでございます。

そういうことで、いずれにいたしましても、外国での問題につきましては、何度も繰り返しますが、十分判断ができるような資料とすることが当然ながら必要で、それがなければ判断は非常に難しいだろうと考えております。

○木島委員 個別的な事案できつと一つ一つ区分けするんだとおっしゃいましたが、そうじゃないんじゃないでしょうか。一国内での内戦状態になっているという場合には、交戦当事者にはジュネーブ条約の基本的な精神がかかるわけですから、そういう内戦状態になっている紛争当事者については、この第一条は適用ないんじゃないでしょうか。もう時間が迫ってきているようでありますが、そこだけはきちっとしておいてほしい。

○古田政府参考人 端的に申し上げれば、ジュネーブ条約上、交戦団体と認められるようなものについては、国際法上いろいろな戦闘行為は許されるということであろうと思いますので、そういうものについては該当はしないということになると思います。

○木島委員 はい、ありがとうございます。では、最後に、本当は細かく聞きたいところだったんですが、「情を知って」という解釈と、もう一つ、「公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で」という目的犯の解釈、この二つを厳格に答弁願います。

○古田政府参考人 「情を知って」と申しますのは、資金提供の相手方が公衆等脅迫目的で第一条各号に掲げております犯罪行為を実行する具体的な意図を持っていることを知ってということだと思います。

その「実行を容易にする目的」と申しますのは、容易にするという言葉はパラフレーズするのは難しいわけですが、端的に申し上げれば、実行ができるように支援する、あるいはそれをしやすくするという意図、そういう積極的な意図を要するというところでございます。

○小野政府参考人 お答えいたします。先生御案内のように、一九九六年七月にG7及びロシアが参加してパリで開催されましたテロリズムに関する閣僚会議におきまして、テロリズムに対する資金供与を阻止するための措置をとることをすべての国に要請するというものになったわけですが、一九九八年の秋の国連総会におきまして、フランス政府が本件条約の作成を呼びかけて条約案を提示したわけでございます。その結果、我が国を含む主要国に対して、条約交渉の開始に向けての協力が開始されて、まず、G8各国間で予備的な検討を開始しまして、一九九九年三月に、国連総会により設置されましたアドホック委員会におきまして条約の草案の検討が開始され、一九九九年十二月になりまして、この条約が採択されたという経緯でございます。

○木島委員 時間ですから終わりますが、私は、非常に細かく立ち入って刑事法の解釈について聞きました。それは、この法律が非常にいい構成要件を背景にして乱用されてはいかぬ、政治活動の自由に触れる問題ですから、決してそういう運用をしてもらいたくないということからであります。しかし、この法律そのもの、また、こ

○植田委員 要は、この条約の起草に当たって、当然ながら、条約を見ればはっきりしていますけれども、劇薬はさまざまな副作用はあるだろうという危険はあるわけでございます。

国際人権法の専門家というものはこの起草には参加してはいますか、していませんか。

が保障されるという条約がございますので、この条約の起草段階において、当然人権という問題につきましても議論されたというふうに承知しております。

○植田委員 すなわち、この条約そのものの起草に当たっては、各国の法規制の担当者が集まって起草した。そして、国際人権法の専門家というものはそこでは参加をしていないということ、すなわち、今回のこの条約の起草に当たって、いろいろと議論もあるだろうと思いますが、少なくとも人権にかかわる、またそれに与える影響等についてはそもそも議論されなかったという理解でいいわけですね。

○植田委員 人権の制限の歯どめにかかわって議論されて、それが十七条に反映されている、それは事実認識ですけれども、ただし、あくまでもこれは、かかる国際人権法の専門家たちがこのことについてさまざまな意見を述べた形跡はないわけですね。そのことについて議論に参加はしていないわけですね。大体こんなところでこの文言をほうり込んでおけばいいだろうということで、そうした専門家は議論には参加していないが、法規制の担当者がこれでよろしいやろうということを入り込んでいくわけですね。だから、国際人権法の専門家がかるる条約の起草には一切参画していないわけですね。もう一回、そこだけ。して

○小野政府参考人 ちょっと、その交渉経緯、それから交渉の身につきまして、現在はいきりしないわけでございますが、この起草委員会等における議論の中で、例えば本件テロ行為等に伴う犯罪構成要件等につきましては、交渉の過程におきまして、犯罪構成要件が十分明確化されて各国が適切な運用に当たれるようなものにするとの点に最大限の工夫が凝らされ、努力が払われたというふうに認識しております。

○小野政府参考人 人権の問題について参加しているかという点につきましては、現段階ではちょっと確認はできないという段階でございますが、先ほど申し上げましたような十七条の解釈等につきましては、今先生の御指摘のとおりだろうというふうに思っております。

○植田委員 そこで最大限の工夫を凝らして条約ができたんでしょうから、その点じゃなくて、要するに、人権の制限についてやはり歯どめが必要だ、必要でない、そうした議論があったのかなかったのか。これは、あったのならあった、こういう議論でした方がいいのです。そういうことはそもそもこの条約の起草に当たって議論をしていないということであれば、そういうお答えで結構なんです。別に外務省を懲らしめる話ではなくて、事実経過を教えてくださいということですから。

○植田委員 要は、具体的な起草の過程における議論等々について、私はそんなに難しいこと聞いておりませんが、実に簡単なことを聞いても、必ずしも掌握していない部分があるわけですね、外務省さんとして。あるわけですね。あるのかないのか。

○小野政府参考人 本条約第十七条でございますが、ここでは、「いずれの者も、この条約に従って抑留され又は他の措置若しくは手続がとられて

○小野政府参考人 各国の人権専門家がどのような形でこの議論に参加したか、いなかったかということについては、確認する必要があるというふうに考えております。

○植田委員 ほんまは国会で議論する前段階でそんなことは確認しておかないか話じゃないでしょうか。少なくとも、条約の性格から見ても、もう発効しているわけですから、さあ批准します、批准してから、起草の過程における議論につ

いて子細はそれから調べてみます、これは順序逆と違いますか。そう思いませんか。どうですか。

○小野政府参考人 今委員の御指摘を踏まえまして、至急確認したいと思えます。

○植田委員 少なくとも、出てきたものが、具体的にどういう過程を経て、どんな議論を経て最終的にこういう形でまとまったのかという過程について、死んだ子の年を数えるような話ですが、至急調べてください。それは報告をしてください。

今の話はそういうことで、次に、これは外務委員会でも、私も未定稿を取り寄せて、我が党の今川正美委員がこの条約にかかわって何点か質問されているわけですが、改めて、おさらいになりますが、外務省さんに、テロリズムの定義というのをまず示していただけますか。テロリズムの定義とは何でしょうか。

○谷内政府参考人 テロリズムという言葉につきましては、国際法上確立した定義はないということとをまず前提として申し上げます。

それで、では国際社会はテロリズムあるいはテロ行為というものをどのように取り扱ってきたかということをおし上げますと、例えば、テロ防止関連条約の作成に当たりましては、ハイジャック、人質行為、爆発物の設置等、典型的ないわゆるテロ行為に該当する一定の行為類型につきまして、これを犯罪とし、処罰のための法的枠組みを設定する、こういう対応を個別個別に着実に積み重ねてきているというのが実態でございます。

○植田委員 十七日の外務委員会の質疑でも、これは川口外務大臣が、「テロリズムにつきましては厳密な定義が存在するわけではなくて、国際的にも大きな議論があると思えます」と。恐らく今答弁でおっしゃった大前提の部分です。

私が疑問なのは、そもそもテロリズムといった場合、これを思想という言葉で呼ぶのはやや問題があるかと思いますが、一つの思考なり、考え方なり、方向性なりというものを指すんだらうと思えます。そのテロリズムというものが、厳密な定義が存在しておらずに、なおかつ国際的にも大

きな議論があるということをお大前提にしながら、今後段々おっしゃった御答弁というのは、まさに行為を指しているわけですね。テロリズムというのとは行為を指しているのかどうか。

テロリズムという一つの前提があつて、その上に立って、その考え方や、思考なり、方向性に基づいて何らかの行為がなされるのをテロ行為ととりあえず呼んでみましょう。だからそこは、今おっしゃったのは、テロリズムの定義をおっしゃったのではなくて、いわばある種の、一言で言うと、何となくこういうようなものをテロというのかいなとおぼしき犯罪行為について、こういうものですよとおっしゃったわけですね。ですから、テロリズムというのは今定義されていませんよ。

では、テロリズムというものが厳密に定義できないにもかかわらず、なぜテロ行為が定義できるのでしょうか。御教示いただけますか。

○谷内政府参考人 今おっしゃいましたように、テロリズムといいますが、これは特定の主義主張に基づいているという観点も含んでおりますので、そういう意味では、一つの考え方あるいは行為に結びついた考え方というふうには一般には思われると思えますけれども、他方、テロ行為とテロリズムについて、これまた厳密にその二つを分けて考える考え方はございませんで、テロリズムにつきましても、一般的な考え方としては、今申し上げましたように、特定の主義主張に基づきまして、国家等とその受け入れなどを強要し、または社会に恐怖を与える、こういうような目的で行われる人の殺傷行為を一般に言うておるわけでございます。

したがって、日本語の語感とはちょっと違うのではないかとおもうのですが、テロリズムとテロ行為が截然と分けた形で定義されているわけではございません。

○植田委員 それはそうだと思うのですよ。厳密な定義がなされておらずに大きな議論があるわけですから、そのことについての定説的な理解がそ

ももまだ存在していないということですよ。だから、私は今、こういうふう整理するのが一番妥当じゃないですかと言いましたけれども、それも別に定説的な理解ではなくて、ただ素朴にお伺いしたわけですよ。

では、そのテロ行為を実際に定義しようといつても、今のおっしゃったお話をすると、これまた一見具体的なようでありながら非常に判然としませんね。うなずいておられることは、答弁なさっていて、自分でしゃべっていることが判然としなければいけません。大体一般論としては、テロ行為とはこういうところではないか、大体要当だろという線を今おっしゃったわけですね。とするならば、実際、しゃあないですね、テロ行為というものをいけば認定するというに当たって、やはり一定の基準というのは明確になっていないわけじゃないわけですね。その基準から、本意ながら逆算してテロ行為というものを類推するしかないわけですが、その基準の明確化についてはどうですか。

○谷内政府参考人 テロ行為及びテロリズムにつきましては、今先ほど一般論で申し上げたわけでございますけれども、実際問題として、国際社会において、政治的な場であるテロとかテロリズムはけしからぬ、そういう意味での議論は別にいたしまして、国際法上ないし条約上の議論に入っていきますと、これは犯罪の構成要件等の観点から、何らかの形でその行為を特定する必要があるわけでございます。

そういう意味で、今回のテロ資金供与防止条約におきましても、こういったものを同条約上の犯罪に該当するということその条約の中に別途規定しております。このことは、御承知のように、ほかのテロ条約でもそれぞれ個々の条約目的に応じてテロ行為を決めている、こういうことでございます。

○植田委員 ただ、これは今川さんもお伺いされたことですが、改めて確認したいのは、その答弁を受けてもう一回伺いたことが一点だけあるか

らなんです、いわゆる条約の二条一項、規制すべき活動、「文民又はその他の者であつて」云々かんぬん、そして「住民を威嚇し又は何らかの行為を行うこと若しくは行わないこと」と、これが、要は非常に範囲が広い、ほとんど無限定になるんではないかという指摘があるわけなんですよ。だから、それが無限定ではないとおっしゃるその理由を、では次に伺いできますか。

○谷内政府参考人 これは、テロ資金供与防止条約の解釈そのものに入りますので、私がお答えするのが適当かどうか、ちょっと自信はございませんけれども、適当ではないと思えますけれども、今の先生の御質問にお答えさせていただきますと、今回のこのテロ資金供与防止条約では、おっしゃる通りに、第二条一項の(a)におきまして、ハイジャック、爆弾テロその他の、同条約の附属書に掲げる九本の条約上の犯罪を構成する行為ということをおっしゃる、この九本の条約には、それぞれ個別にその規定があるわけでございます。

それを踏まえて、それ以外にも第二条一の(b)で、先生が既に読み上げられましたけれども、住民の威嚇または政府等への強要を目的として、人の死等を引き起こすことを意図する他の行為、これは解釈論の世界に入っていくわけですが、これも、これは今の九本の条約との関連でこれが出てきておりますから、当然九本の条約に入っている行為類型を念頭に置きながらこの抽象的な規定がさらに解釈論として詰められる話である、こういうふうには思えます。

○植田委員 外務委員会では林参考人がお話しされているわけですが、今その答弁の前段をおっしゃったわけですね。

私がちょっと疑問に思いましたのは、今のお話はわかります、その上で、この外務委員会の未定稿を見ますと、「そもそもここにございます行為」というのは、死または重大な傷害を引き起こすという、殺傷行為というものがまず前提にあ

る」そして、「その殺傷行為の目的が住民を、住民ということとは特定の個人ということではございません」云々、そして、「この行為の外延は客観的に明確なのではないかなというふうに思っております」という答弁でございました。ただ、これは、事が実際に起こればの話じゃないのか。事が実際に起こったとしても、行為の外延は客観的に明確になる。いろいろと言葉をつけ足さなければ客観的に明確だ、外延は客観的に明確になる。実際に起こればの話です。

そのことが予測されるような事態というのは、こういうふうな御答弁を仮に聞いたとしても、私は何一つ客観的に明確にできへんの連うやろかと思ふんですが、その点いかがですか。

○谷内政府参考人 現実にいわれるテロと称してよいような行為を行った場合に、その外延がどこまでいくかというのは、今先生が御紹介いただいたとおり理解を私も持っております。

他方、それでは抽象的でよくわからないではないかとおっしゃられますと、これは、国際条約はそもそもそういう側面がございますけれども、多数の国が参加して、問題はそういったテロ行為を、大きな外延をさらに超えるものも含めて、そういうものが起こらないように何とか国際社会全体で取り組んでいこう、こういう発想でそもそもできておるわけでございます。

したがって、その条約の精神として、できるだけ広い範囲内で、そういった一般的な意味でのテロになるべく起こらないようにということを念頭に置いて考えられておるわけでございます。

他方、実際の行為が行われますと、それにつきましましては、今申し上げましたように、九本の条約のそれぞれの個々の行為類型及びこの第二条一項(b)の、抽象的ではございますけれども、その九本の条約との関連において厳密に考えられた内容によって個々に判断していく、これは一般論ではございますけれども、一般論で言えばそういうお答えになるわけでございます。

○植田委員 一般論以上の話は聞けぬだろうと思っておったんですが、あと、もう一点。話はちょっと変わりますが、どうも今回の条約については、えらい迅速に、積極的な作業をされておられたわけですが、日本はこの間、国連人権関係の諸条約の批准にはやはりえらい消極的だ、という印象を持っているわけです。これは印象というより、事実そうですね。やっとなき拷問等禁止条約であるとか人種差別撤廃条約、これらはようやく批准しましたけれども、そもそも自由権規約の一、二の選択議定書はまだやっていませんよ。

また、これは私も法務委員会でもとりしたこともありますが、いろいろなそういう条約委員会からの具体的な国内法制度の改革を求める勧告、これも、ああやこうやとジュネーブあたりに言っていて、なかなか従わへんことが多いわけです。私の主観からすれば、日本としてはやっていますというところをおっしゃっているんでしようが、従っておらへんな。

その一方で、組織犯罪だのテロ規制だのというのは、例えば起草と同時に国内法化の作業をする。えらいま扱いが違いますね。えらい待遇が違いますね。人権はえらい冷遇されているけれども、この種の問題はえらい厚遇されているんだなと。

やはりここを、例えば国際条約について、人権関係の諸条約とこうしたテロとか組織犯罪の関係のものをどうも使い分けていると違うか。私としては多分これにはひっかかるというか、許せぬ、ダブルスタンダードだと思ふわけですが、そうした意見は私一人の意見ではないと思ひます。かかる意見についてはどういう見解をお持ちですか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。人権分野につきましては、委員御指摘のように、まだ未締結の条約がございます。しかしながら、人権分野だけではなくて、それ以外にも未締結の条約がございます。未締結の条約につきましては、

しては、それぞれの条約の趣旨及び目的、それから締結の必要性、それからさらには条約の実施に際する国内法制との整合性といったような事項を十分に勘案した上で、その取り扱いにつきまして個別に検討いたす、そういう方針で検討を行ってるところでございますので、御指摘のように、人権の分野の諸条約とそれからテロの防止関連条約ということで、そういう分野でもって取り進め方を異なる対応をしている、そういうようなことはございません。

○植田委員 それは扱いを変えていますとは言えませんが、例えば包括的テロ防止条約の対立点や云々という話はもう先ほどもありましたから繰り返しませんけれども、少なくとも、テロの定義をめぐって紛糾した上、起草がストップしているわけですね。

そもそも前提となるテロの定義、根本的な、基本的な問題で各国間で対立があり、そしてストップをしている。その一方で、こっちはほとんどどこ先にもやりましょう。もしそれであれば、国際的に既に、人権関係諸条約で、おおむねそんな対立点もなく批准されておる条約、幾らでもあります。

一々ここでは申し上げませんが、ここでは、今のお話ではどうも首肯したいということだけ申し上げておきます。首肯しがたいと言つても、いや、そんなことありませんとおっしゃるんでしょ。うから、それはやりとりしても仕方ありませんが、いずれ、その点について、じゃ、どんな基準なのかというところは、一回、その点に限ってお伺いすることもあるかと思ひます。

次に、今回の法案にかかりまして、法務省さん中心になると思ひますが、構成要件等について幾つかのお伺いをしたいわけです。

ちなみに、条約は、国際的なテロ行為に対する資金提供を防止する。この条約の三条によれば、「犯罪が単一の国において行われ、容疑者が当該国の国民であり、当該容疑者が当該国の領域内に所在し、かつ、他のいずれの国も第七条又は二

の規定に基づいて裁判権を行使する根拠を有しない場合には、適用しない」云々とあるわけですが、すなわち、条約は一国内で完結するテロ行為は対象としていないと理解いたします。

しかし、法案はそれらも対象になるわけですね。この点は、いい悪いの話はおいても、条約の範囲を超えるものという理解をしてよろしいですか。

○古田政府参考人 ただいま条約の三条についての御指摘がありましたけれども、本法案によりまして、公衆等脅迫目的の犯罪行為に対する資金提供等を処罰しますのは、いわゆるテロリズムに対する資金供与の防止等を求める国際的要請にこたえるというものでありまして、その主たるものとしては、本条約のほか、国連安保理決議千三百七十三号があり、同決議におきましては、すべての国が「自国民による行為又は自国の領域内における行為であつて、テロ行為を実施するために使用されることを意図して又は使用されることを知りながら、資金を故意に提供し又は収集する行為を犯罪化する」ということが求められているわけでございます。こういうところから、やはり国内の行為でありまして、資金の提供を犯罪化することが必要であるわけでございます。

さらには、本条約の履行ということから申し上げますと、例えば資金提供等がすべて国内で行われても、その目的であるテロ行為が他国で行われる、あるいは自国内の外国の国民やあるいは施設等に対して行われることが予定されるということもございまして、その一方で、もともと本条約の前提となっております各種のテロ関連条約が、それぞれテロ行為としてよく用いられる可能性のある重大な行為について、これを犯罪行為とすることを義務づけ、かつ、これに広範囲に各国が裁判権を設定することが義務づけられている。そういうふうなこともございまして、国内における資金提供等も犯罪化することとしておきまさんと、国際的な要請に十分にとたえるというこ

とはできないと考えております。

○植田委員 別に納得はしませんが、るるお述べただきまして、理由はよくわかりました。

次に、先ほども外務省に聞いたところですが、でも、いわゆるテロ行為なるものの定義にかかわって、先ほども外延的には明確だということ、条約で言えば二条一項に係るところですが、じゃ、法案はどうかということ。恐らくこの法案の一つの論点だろうと思えますので、繰り返したくなる部分もあるかわかりませんが、法案で、公衆等脅迫目的の犯罪行為を対象として、一から三まで犯罪類型を挙げているわけですが、まず簡単などころだけ一つお伺いします。条約では市民に對しては威嚇、政府に對しては強要と書き分けていたと思うんですが、この法案ではどちらも脅迫というふうになり起されたのはどういう理由でしょうか。

○古田政府参考人 この法案を作成するに当たりまして、一般的にいろいろなすべての犯罪類型にまで広がることを防止する必要がある。その際に、条約の趣旨を考慮して、どういう範囲の犯罪にするかということで、一つは、一般公衆の中に恐怖感を巻き起こすような行為、そういう目的での行為。もう一つは、政府等につきまして、これは確かに強要という一定の行為をさせあるいはさせないということに条約上はなっておりますが、その手段としては、当然ながら政府関係者等に恐怖感を巻き起こさせるような行為、それを当然の前提としている。また、もう一方で、同じ殺人につきましても、例えば国家代表等保護条約などにおきます殺人につきましては、そういうことは要求されてはいない。

しかし、それにしても、やはりそういうことをするために、少なくとも、何らかのある行為等を求める前提としてのプレッシャーをかけるための、そういう恐怖感を巻き起こさせる行為ということが問題になるというふうなことを考慮いたしまして、そのすべての前提となる、要するに、恐怖感を起こさせることを目的とした行為という

ことで限定を加えたものでございます。

○植田委員 条約で威嚇、強要と言っているのを何で一つに統一したんですかと、それだけの話を聞いただけなのに、えらい詳しいお話です。今のお話の後部分とも重なるんですが、第一

条の一号で、「人を殺害し、若しくは凶器の使用その他の他人の身体に重大な危害を及ぼす方法によりその身体を傷害し、又は人を略取し、若しくは誘拐し、若しくは人質にする行為」とある。繰り返したくなるかもしれませんが、これはやはり無限定だろうと。脅迫目的ということでもくくって限定しているように見えますけれども、公衆等脅迫目的の犯罪行為なるものが、じゃ、具体的にどう定義するのかというのはさっぱりわかりませんね。

それで、そんなやりとりしてたら時間何ばあっても足りませんから、一つだけ聞きます。「公衆又は国若しくは地方公共団体若しくは外国政府等」、外国政府等の等というのは条文に書いていますが、ここで公衆というのは何ですか。初歩的なことですから簡単に答えたいだけだと思いますが、どうぞ。

○古田政府参考人 公衆とは、一般的に、不特定かつ多数という意味で理解されていると考えております。

○植田委員 不特定多数ですから、二人以上だったらいいいわけですね。

○古田政府参考人 不特定かつ多数でございますので、二人とか、そういう数の概念ではなくて、要するに社会一般を構成するもの、つまり、そういう意味で不特定かつ多数ということでございます。

○植田委員 要するに、今しつこく聞きましたけれども、公衆に対する脅迫行為ということで網をかける。殺人や傷害事件が多く該当することになりますよね。もう答弁はいいです、時間がありませんから。少なくとも、この法律をこしらえぬでも当然断罪されるような犯罪は幾らだっているわけですよ、今の刑法で。そうしたのもわざわざここにほうり込んでやるんですかということ

です。

それと、二条一項で、犯罪行為の実行を容易にする目的があればよいとしている。この容易にするというのはどういうことですか。それだけまず聞きましょう。

○古田政府参考人 容易にするということは、それが簡単にできるようにする、やりやすくする、そういうことでございます。

○植田委員 簡単にできるようにすることです。ね。簡単にできるようにすること、とりあえず一つお伺いしますね。

では、今回、条約を超える処罰範囲も設定した、それは事実であるけれども、我が国における固有の理由、立法事実を明らかにしてほしい。

というのは、今、そういうテロ行為というか、ここで定義されているような犯罪をやりますかのような実例が幾つもある日本社会にもあるがゆえに、こういう法律をつくらないかぬと考えたんでしょ。今までの、現行の法体系では網をかけられへん、しよびくことができへん、しよ、そういうゆゆしき者がぎょうさん泳いでいる、それを何とか引つ張っていかないかぬということ、簡単にするような行為があちこちで行っているということなんです、立法事実はいかがですか。

○古田政府参考人 お尋ねの趣旨がいま一つ不明でございますが、私たちとしては、先ほどから申し上げますように、条約が、犯罪行為に使用されることを知って、あるいはそれを意図して、しかも直接、間接にということでございますので、その趣旨を正確に国内的に実現したいと考えたものでございます。

○植田委員 要するに、我が国における固有の事情というのはいんですか。条約及びそうした国際的な要請に従って日本の法文に載つたということであって、国内において具体的な事例というものはないわけですね。私が聞いたのはそういうことだけなんです。そんな難しいことじゃないんです。

です。

○古田政府参考人 先ほどから申し上げておりますとおり、条約の趣旨に従ってつくったもので、国内的な事情によってこういう要件を定めたものではありません。

○植田委員 要するに、そもそも、条約をそのまま素直に法律にしたらこうなりましたよということに尽きるわけですね。

それで、私がそもそも気になっているのは、先ほども質疑でありましたけれども、この種で実際自分が捕まるんか捕まらへんかと、いろいろな事例があります。例えばパレスチナでの問題。これは、お巡りさんも答えられへんとレクで言うてましたから、一応聞いた上で法務省に聞きますが、例えば、これは今川さんも取り上げていましたけれども、イギリスに留学している清末さんという学生さん。虐殺があったというジェニンのキャンプで人の盾になって、イスラエル軍の銃撃で今もまだ足に銃弾が残っている。何か連休中に日本で手術をされるそうですけれども。イスラエル軍に包囲されているので、彼女が日本大使館に救援を頼んだところ、直接聞いた話ですが、難民キャンプはテロリストの巣だ、来る方が悪いと、その大使館の警備対策官がおっしゃったそうでございます。

これは余談ですが、実際、例えばそうした難民キャンプ、恐らく自爆テロをするような人もいるかもしれないし、自爆テロを使っている、そうしたことを指示しているような人も、要するに、そこにテロリストもいるかもしれない。NGOやそうした学生さんは、市民運動を含めて、例えばその難民キャンプの中にテロリストがいることも十分承知しているし、そこでかかるテロ行為が策謀されているということも承知している。しかし、そこには、けが人もおれば、子供もおれば、病人もいる。そういう人たちはやはり救わなければならない。薬や物資やカンパをする。実際、果たしてそうした場合はどうなるんですか。これは、個別事例には答えられないかもしれない

せんが、少なくとも、実行を簡単にする目的に該当するかもしれないという意識は、その当事者はあると思いますよ。テロリストがそこにいることがわかっていけば、実際、カンパをして薬や食糧を渡しても、ひょっとしたらそれが弾薬に化けるかもしれないというぐらいの理解はありつつも、そこで呻吟しているしんどの民衆の人たちを救いたいという思いでみんな救援活動をするわけで、これは北朝鮮に対する米支援でもそうだし、イラクに対しても、またアフガン難民に対してもそうです。

アフガン難民の支援でも、その難民キャンプの中にテロリストがおるかもしれないし、実際おるといふことを現認しておいても、そこにいる圧倒的多数の子供や女性、高齢者、病人、けがをした人、そういう人々を救わなければならないという思いでそうした行為をやります。しかし、結果としてそれがかかるテロ行為をやります。結果として使われる可能性も一方で念頭にあるわけでございます。そうした場合、私がそういう行為をやった場合、私はやはり逮捕されちゃうんでしょか。これはまず警察庁にお伺いします。

○芦刈政府参考人 個別的事例につきましては、いろいろお示しありますけれども、私どもとしては、本法二条の、情を知って、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で資金を提供する行為を処罰するというにされておりますので、こういった要件に当てはまるかどうか、証拠に基づき厳正に認定をし、そういった個々具体的な事実関係に即して判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○植田委員 法案をこしらえたのは法務省さんですから、例えば今の事例なんかの場合、どういふふうになるんでしょうか。法務省さん、いかがですか。

○古田政府参考人 犯罪行為の実行を容易にする目的をもってということでございますので、その実行を容易にすることを積極的に意図するということが必要でございます。一般論としてそういう

ことでございまして、たまたま結果的にそうなるとか、そういうことは含まないということとは法文上明確であると考えております。

○植田委員 要するに、ならないわけですね。積極的に意図していなければいいわけですね。

例えば、私が逮捕でもされて、私はそれは知っていました、テロリストがいることも、そこに自爆テロをやる人がいることも知っていました、どうやらあの辺にいたことも知っています、ひょっとしたら私が送った物資やカンパがそういうふうに使われることも想像がつかない、でも私はそうじゃなくて、そこに子供たちを救いたかったんです、だからカンパや食糧を送ったんです、積極的な意図はありませんでしたよと言ったら帰してくれますか。それだったら、積極的な意図はなかったんですね、植田さんは立派なことをやられました、お疲れさまでした、きょうはゆっくりお休みなさいという警察から出してもらえますか。古田さん、いかがですか。

○古田政府参考人 いずれにいたしましても、積極的な意図が認められない限り本罪の適用はないということでございます、それで御理解いただきたいと思ひます。

○植田委員 結局、今回、これは私は破防法や団体規制法よりも悪いやろうと思うのは、破防法や団体規制法は団体の認定の規定があるわけですよ。そんな手続がないまま、積極的に意図するしないということとを判断するのは、捜査機関がその都度判断するわけですね。要するに、そうしたことはその都度その都度の事例に関して、例えば、私も十日も二十日も勾留されて、おまえは積極的に意図しただろう、意図しただろうと一日じゅう言われたら、はいと、ひょっとしたらそんなことを言ってしまうかもしれません、そういうことを含めて、すべて捜査機関にゆだねるということとで理解していいんですね、局長。

○古田政府参考人 これは刑罰法規でございますから、実際に処罰するという意味での適用であれば、当然裁判所の判断になるわけで、捜査機関の判断

ではございせん。また、強制捜査についても、そういうふうな目的が認められるという合理的な疑いがあるというこの判断は当然裁判官が行うわけで、捜査機関が恣意的に行うものではございせん。

○植田委員 私は今一言も、恣意的にやるんですねなんて聞いていませんよ。そんな答弁用意されていたんですか。捜査機関がその都度判断するんですよと。私は何も、恣意的に判断するんじゃないかと一言も今質問で言っていないですよ。捜査機関にゆだねられるんでないか、それだけ聞いただけで、そうなんですよ。

○古田政府参考人 捜査機関にゆだねられるというお言葉の趣旨を、私誤解したかもしれません、いづれにしても、処罰という意味での適用であれば裁判所の判断になりますし、捜査の段階においても、強制捜査ということであれば、これは捜査機関の判断だけでできるわけではなく、裁判官の判断が前提となるということとを申し上げたわけでございます。

○植田委員 もう一つ実例を教えてください。面倒かもしれませんが、それ聞いて終わります。

例えば、きのうも公安調査庁の資料をよこせと言ったけきになって来ましたが、いわゆる過激派等々が地方議会等に進出していますわね。例えば、あるAというセクトがあったとしましょう。そこが明らかに綱領において暴力革命を志向している団体である。そうした中の構成員の一人が、さるどこかの、県議会議員でもいいや、市議会議員でもいいや、選挙に立候補しました。もちろんそんな公約掲げて立候補しないでしょうが、たまさか同じふるさとの後輩であった植田という人間が、まあ彼のことはよくわかっていなければならない。昔からお世話になった友達で、あんちゃん、お兄ちゃんやから、まあ一万円ぐらいカンパしようかと。そういう場合どうでしょうかね。

要するに、個別具体的な事例で、みんな不安なんです。だから、その辺ある程度言うていただ

かないと、要するに際限なく広がるという不安があるから日弁連だって反対しているんですよ。だから、今みたいにどぎつい例、どうでしょう。

○古田政府参考人 いろいろ個別の、特に植田議員の心情というようにことを前提としてのお尋ねみたいなところがございまして、それについてお答えできるとすれば、あくまで一般的なお答えとしてしかできないわけでございますが、先ほどからも繰り返し申し上げておりましたが、これは、ある特定の重大犯罪行為をしようとすることを実際に知っているが、それを、まあ簡単に申せば支援する、そのために提供するという行為を処罰するものでございまして、そういうものに通常、今御指摘のようなケースが一般的には当たるとは考えにくいということだけは申し上げられると思ひます。

○植田委員 時間がちょっと超過いたしましたので、あと申し述べたいことは反対討論で申し上げます、質問は以上で終わります。

○園田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○園田委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。植田至紀君。

○植田委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案に反対の討論を行います。

言うまでもなく、テロリズムは許されるものではなく、断固それを阻止し、そして断罪されるべきものであることは言うまでもないことであります。

しかし、なぜ十分な審議もせずにこの法律が通過していくのか。警職法改正、破防法制定、団体規制法、組織犯罪対策法以上に問題をほらむ法案であるにもかかわらず、その本質が国民に十分知らされることもないまま、それも圧倒的多数で可

決されようとしていることに、大きな懸念を抱くとともに、強く抗議するものであります。

以下、主な反対理由を述べます。

まず第一に、本法案は、国際的なテロ行為を対象を限定せず、一国内で完結するテロ行為を対象としており、それ自体問題があるテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の範囲を超はるかに超える規制となっていることでもあります。

第二に、犯罪の予備段階での資金提供が犯罪化され、予備または準備の補助を独立犯として処罰することは、刑法の共犯概念と相入れないものであります。かかる措置をとってまで処罰範囲を拡大する立法の根拠は何一つ明らかにされていません。

第三に、本法案は、公衆等脅迫目的の犯罪行為を対象としているため、実際には、公衆に対する脅迫行為が無限定となり、政府の解釈が際限なく拡大するものとなっていることでもあります。

第四に、事実認定が捜査機関にゆだねられ、恣意的な判断の危険性が大きく、その判断のいかんによっては、確定的もしくは未必的故意による資金提供でなくとも処罰対象となる可能性があることでもあります。

第五に、刑事法制に重大な変更をもたらしかねない法律でありながら、法制審議会にも諮らないという、本来踏むべき手続に瑕疵があることでもあります。

そもそも国連においても十分な議論が尽くされなかったいわば欠陥条約の要請にこたえ、拙速に立法化する立法事実が一体どこに存在するのか、政府はその一点すら明らかにしようとしません。かかる法案がわずか数時間の審議で採決されるならば、必ず将来に重大な禍根を残すことでもあります。

以上申し上げて、私の討論を終わります。

○園田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○園田委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○園田委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、佐藤剛男君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び日本共産党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。加藤公一君。

○加藤委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し趣旨の説明いたします。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

本法が、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の国際社会の要請を受けての国内法整備として立法されたものであるという趣旨を踏まえ、本法における資金提供罪及び資金収集罪の構成要件の内容が不当に拡大され、捜査権の濫用につながるような事態が生じることのないよう、本法の趣旨及び内容について、関係機関に対する周知徹底に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○園田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

佐藤剛男君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森山法務大臣。

○森山国務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○園田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます〕

○園田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○園田委員長 次に、内閣提出、参議院送付、更生保護事業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。森山法務大臣。

更生保護事業法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○森山国務大臣 更生保護事業法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

更生保護事業は、民間篤志家のたゆまぬ努力によって維持運営され、犯罪者の社会復帰に大きく貢献するとともに、国が行う保護観察その他の更生の措置を円滑に実施する上で重要な機能を果たしております。特に、更生保護事業の主たる担い手である更生保護施設は、これまで多くの者を受

け入れ、その社会的自立を促すとともに、再犯を予防し、国民の安全と治安の確保に重要な役割を果たしてきております。

ところで、近年、犯罪情勢の悪化を背景とする矯正施設収容者の増加を受けて、出所後に更生保護施設の保護を必要とする者も着実に増加する傾向が見られます。しかも、その中には高齢犯罪者のように自立に特別な配慮を要する者や、累犯者及び薬物・アルコール依存者等のように、その改善更生には社会生活に適応させるための専門的な働きかけを要する者の増加が顕著な傾向としてうかがえるのであります。また、昨今の少年による凶悪重大な事件などに端的に見られるように、親の監護能力が弱体化する中で、本人の対人関係上の問題や社会適応力の欠如等の問題に対する適切な援助が求められております。

このような現状にかんがみ、これらの者の社会復帰を促し、その改善更生を助けるためには、更生保護施設における処遇機能を一層充実させ、同施設において、犯罪者や非行少年に対し、その問題性に応じた適切な処遇をなし得るものとする必要がであります。

そこで、この法律案は、以上述べた犯罪情勢に的確に対応するため、更生保護施設の処遇機能を充実強化するとともに、更生保護事業の一層の発展を図る見地から、更生保護事業法及び犯罪者予防更生法等の一部を改正するものであります。

次に、この法律案の要点を申し上げます。

第一は、更生保護施設に委託する保護内容を充実させることであり、次の三つの点を内容としております。その一は、更生保護施設を犯罪者処遇の専門施設として位置づけ、従来の宿所及び食事の提供等に加えて、社会適応を促すための積極的な処遇をも更生保護施設に委託できるようにするものであります。その二は、少年院満期退院者や労務場出所者等の社会復帰を促すため、これらの者を更生緊急保護の委託対象に含めることとあります。その三は、高齢犯罪者の増加等に対応し、本人の自立能力等個別事情に応じて更生緊急保護

の期間を従来の六月から最大一年まで行い得るようにするものであります。

第二は、近時の社会情勢の動向を踏まえ、更生保護事業の一層の適正化を図る見地から、同事業に対する規制緩和を図ることとあります。更生保護施設を設置して行う事業は被保護者に対する処遇の適正が強く求められますので、引き続き認可制を維持することとしておりますが、それ以外の一時保護事業及び連絡助成事業につきましては届け出制に改め、その活性化を図ろうとするものであります。

第三は、更生保護事業に対する社会の理解と協力の促進を図るため、事業の透明性を確保するための規定を設けることとあります。

第四は、その他の所要の改正を行うものであります。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○園田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

更生保護事業法等の一部を改正する法律案

更生保護事業法等の一部を改正する法律

(更生保護事業法の一部改正)

第一条 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一定の施設を」を「更生保護施設に」、「生活の指導を」を「職業を補導し、社会生活に適應させるために必要な生活指導」に改め、同条第四項中(第四十六条第一項において「助成等」という。)を削り、同条に次の一項を加える。

7 この法律において「更生保護施設」とは、被保護者の更生に必要な保護を行う施設のう

ち、被保護者を宿泊させることを目的とする建物及びそのための設備を有するものをいう。

第五条の次に次の一条を加える。

(経営の原則)

第五条の二 更生保護法人は、更生保護事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に、被保護者に対する処遇等その事業内容を向上させるとともに、経営の基盤の強化と透明性の確保を図らなければならない。

第六条第一項中「その収益を更生保護事業の下に」若しくは公益事業犯罪をした者の更生又は犯罪の予防に資するものとして法務省令で定めるものに限る。第四十二条第二号において同じ。」を加える。

第十一条第三項中「更生保護事業を営む者」を「継続保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む更生保護法人」に改める。

第二十九条に次の一項を加える。

3 更生保護法人は、第一項の書類について、請求があったときは、これを閲覧に供しななければならない。

第三十二条第二項中「更生保護事業を営む者」を「継続保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む更生保護法人」に改める。

第四十二条中「当該更生保護法人に対し、」の下に「二年以内の期間を定めて」を加え、同条第二号中「更生保護事業」の下に「又は公益事業」を加える。

第四十五条の見出し中「事業」を「継続保護事業」に改め、同条各号列記以外の部分中「更生保護事業」を「継続保護事業」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 継続保護事業の内容

第四十五条第五号中「建物その他の設備」を「更生保護施設」に改める。

第四十六条第一項第一号中「法務省令で定め

るを」第四十九条の二に改め、同項第二号中「建物その他の設備を」を「更生保護施設」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同条第二項中「更生保護事業」を「継続保護事業」に改める。

第四十七条第三項中「更生保護法人等」(第四十五条の認可を受けて更生保護事業を営む者をいう。以下同じ。))を「認可事業者」(第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者をいう。以下同じ。))に改め、同条の次に次の一条を加える。

(一時保護事業及び連絡助成事業の届出)

第四十七条の二 国及び地方公共団体以外の者で一時保護事業又は連絡助成事業を営もうとするものは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

一 名称

二 事務所所在地

三 事業の種類及び内容

四 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、定款、寄附行為その他の基本約款、経理の方針、資産の状況並びに経営の責任者の氏名、経歴及び資産の状況

第四十八条第二項中「又は一時保護事業」を削り、同条第三項中「地方公共団体は、」の下に「一時保護事業又は」を加え、「第四十五条第一号から第三号まで」を「第四十七条の二第一号から第三号まで」に改める。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(更生保護施設における処遇の基準)

第四十九条の二 更生保護施設における被保護者の処遇は、次に掲げる基準に従って行われなければならない。

一 被保護者の人権に十分に配慮すること。

二 被保護者に対する処遇の計画を立て、常

に被保護者の心身の状態、環境の推移等を把握し、その者の状況に応じた適切な保護を実施すること。

三 被保護者に対し、自助の責任の自覚を促し、社会生活に適應するために必要な能力を会得させるとともに、特に保護観察に付されている者に対しては、遵守すべき事項を守るよう適切な補導を行うこと。

四 その他法務省令で定める事項

第五十条中「継続保護事業又は一時保護事業を営む更生保護法人等」を「認可事業者又は第四十七条の二の届出をして一時保護事業を営む更生保護法人」に改める。

第五十一条から第五十三条までの規定中「更生保護法人等」を「認可事業者」に改める。

第五十四条第一項中「更生保護法人等」を「認可事業者」に、「当該更生保護法人等に対し」を「当該認可事業者に対し、一年以内の期間を定めて」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「更生保護法人等」を「認可事業者」に、「その事業により」を「更生保護事業により」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 更生保護法人以外の認可事業者が、更生保護事業に関し不当に営利を図ったときも、前項と同様とする。

第五十五条及び第五十六条中「更生保護法人等」を「認可事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(届出事業者に対する監督)

第五十六条の二 第五十一条、第五十二条、第五十五条及び前条の規定は、届出事業者(第四十七条の二の届出をして一時保護事業又は連絡助成事業を営む者をいう。以下同じ。))について準用する。

2 法務大臣は、届出事業者につき次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該届出事業者に対し、一年以内の期間

を定めて、更生保護事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずることができる。 一 被保護者の処遇につき不当な行為をしたとき。 二 前項において準用する第五十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 三 前項において準用する第五十二条の規定に違反して、帳簿の備付け、記載若しくは保存をせず、又はこれに虚偽の記載をしたとき。 四 前項において準用する第五十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 五 第六十条第二項の規定により付された条件に違反したとき。 三 更生保護法人以外の届出事業者が、更生保護事業に関し不当に営利を図ったときも、前項と同様とする。 四 届出事業者の代表者その他の業務を執行する役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）が、更生保護事業により不当に個人の営利を図ったときも、第二項と同様とする。 第五十七条の見出しを（更生保護事業を営む地方公共団体の報告義務）に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。 （その他の事業者に対する監督） 第五十七条の二 認可事業者及び届出事業者以外の者（国及び地方公共団体を除く。）であつて更生保護事業を営むもの（本条において「その他の事業者」という。）が、その事業に関し不当に営利を図り、又は被保護者の処遇につき不当な行為をしたときは、法務大臣は、その者に対し、一年以内の期間を定めて、更生保護事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずることができる。 二 その他の事業者の代表者その他の業務を執行する役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）が、更生保護事業により不当に個人の営利を図ったときも、前項と同様とする。 三 第五十五条の規定は、その他の事業者について準用する。 第五十九条第三号中「第四十六条第一項第一号から第三号までを（第四十六条第一項第二号及び第三号並びに第四十九条の二第四号）に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。 三 第五十六条の二第二項から第四項まで、又は第五十七条の二第二項若しくは第二項の規定により、事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずるとき。 第六十一条中「更生保護法人等又は更生保護事業に従事する者を（認可事業者若しくは届出事業者又はその役員）に改め、同条の次に次の一条を加える。 （人材の確保等） 第六十一条の二 法務大臣は、認可事業者及び届出事業者が犯罪をした者に対し専門的知識に基づきより適切な保護を行うことができるようにするため、これら事業者が、専門的知識を有する人材を確保し、その資質を向上させるために必要な施策の推進に努めなければならない。 第六十二条中「及び第五十四条を」、第五十四条、第五十六条の二第二項から第四項まで、並びに第五十七条の二第二項及び第二項に改める。 第六十三条中「更生保護法人等」を「認可事業者」に改める。 第六十六条第二号中「第五十四条の下に」、第五十六条の二第二項から第四項まで、又は第五十七条の二第二項若しくは第二項を加える。 第六十七条第一号中「第五十一条の下に（第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第五十七条第二項」に改める。 （犯罪者予防更生法の一部改正） 第二条 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第一百四十二号）の一部を次のように改正する。 第三十六条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。 七 社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと。 第三十九条に次の一項を加える。 二 前項の補導援助は、本人の更生を図るため有効かつ適切であると認められる場合には、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。 第四十条第三項中「（平成七年法律第八十六号）を削る。 第四十八条の二第二項中「刑事上の手続」の下に「又は保護処分」を加え、「縁故者等」を削り、「若しくは貸与する等の一時保護又は一定の施設に収容して」を、「又は貸与」に改め、「必要な」を削り、「若しくは就職を助け」又は「就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い」に、「若しくは調整」を「又は調整」に改め、「継続」を削り、同項に次の三号を加える。 六 罰金又は料金の言渡しを受けた者 七 労働場から出場し、又は仮出場を許された者 八 少年院から退院し、又は仮退院を許された者（保護観察に付されている者を除く。） 第四十八条の二第三項中「更生保護事業を営む者」の下に「その他の適当な者」を加え、同条第四項中「刑事上の手続の下に」又は「保護処分」を加え、同項に次のただし書を加える。 ただし、本人の更生を保護するため特に必要があると認められるときは、更に六月を超えない範囲において、これを行うことができる。 第四十八条の三第二項中「監獄」の下に「若しくは少年院」を、「刑事上の手続」の下に「又は保護処分」を加え、同条第三項中「監獄」の下に「若しくは少年院」を、「前条第一項第一号に該当した者」の下に「又は仮退院の終了により同項第八号に該当した者」を加える。 第六十条第一項中「保護観察所の長は」の下に「第三十九条第二項（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要した費用」を加える。 （執行猶予者保護観察法の一部改正） 第三条 執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。 第六条第一項中「あつ旋する」を「あつせんする」に改め、「本人の環境を調整し」を削り、同条第二項中「が得られないため」を「を受けることができないため」に、「帰住旅費、衣類、食料等」を「金品」に改め、「給与」の下に「又は貸与」を加え、「医療又は」を削り、「その他」を「教養、訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、環境の改善又は調整を図る等」に改める。 附則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 （認可等に関する経過措置） 第二条 この法律の施行の際現に改正前の更生保護事業法（以下「旧法」という。）第四十五条の法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律（平成七年法律第八十七号）第三条の規定により旧法第四十五条の法務大臣の認可を受けたものとみなされる者を含む。）は、この法律の施行の際に、改正後の更生保護事業法（以下「新法」という。）第四十五条の規定が適用される事業にあつては同条の規定によりした認可を受け	第一類第三号 法務委員会議録第十三号 平成十四年四月二十六日
（犯罪者予防更生法の一部改正） 第二条 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第一百四十二号）の一部を次のように改正する。 第三十六条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。 七 社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと。 第三十九条に次の一項を加える。 二 前項の補導援助は、本人の更生を図るため有効かつ適切であると認められる場合には、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。 第四十条第三項中「（平成七年法律第八十六号）を削る。 第四十八条の二第二項中「刑事上の手続」の下に「又は保護処分」を加え、「縁故者等」を削り、「若しくは貸与する等の一時保護又は一定の施設に収容して」を、「又は貸与」に改め、「必要な」を削り、「若しくは就職を助け」又は「就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い」に、「若しくは調整」を「又は調整」に改め、「継続」を削り、同項に次の三号を加える。 六 罰金又は料金の言渡しを受けた者 七 労働場から出場し、又は仮出場を許された者 八 少年院から退院し、又は仮退院を許された者（保護観察に付されている者を除く。） 第四十八条の二第三項中「更生保護事業を営む者」の下に「その他の適当な者」を加え、同条第四項中「刑事上の手続の下に」又は「保護処分」を加え、同項に次のただし書を加える。 ただし、本人の更生を保護するため特に必要があると認められるときは、更に六月を超えない範囲において、これを行うことができる。 第四十八条の三第二項中「監獄」の下に「若しくは少年院」を、「刑事上の手続」の下に「又は保護処分」を加え、同条第三項中「監獄」の下に「若しくは少年院」を、「前条第一項第一号に該当した者」の下に「又は仮退院の終了により同項第八号に該当した者」を加える。 第六十条第一項中「保護観察所の長は」の下に「第三十九条第二項（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要した費用」を加える。 （執行猶予者保護観察法の一部改正） 第三条 執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。 第六条第一項中「あつ旋する」を「あつせんする」に改め、「本人の環境を調整し」を削り、同条第二項中「が得られないため」を「を受けることができないため」に、「帰住旅費、衣類、食料等」を「金品」に改め、「給与」の下に「又は貸与」を加え、「医療又は」を削り、「その他」を「教養、訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導を行い、環境の改善又は調整を図る等」に改める。 附則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 （認可等に関する経過措置） 第二条 この法律の施行の際現に改正前の更生保護事業法（以下「旧法」という。）第四十五条の法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律（平成七年法律第八十七号）第三条の規定により旧法第四十五条の法務大臣の認可を受けたものとみなされる者を含む。）は、この法律の施行の際に、改正後の更生保護事業法（以下「新法」という。）第四十五条の規定が適用される事業にあつては同条の規定によりした認可を受け	第一類第三号 法務委員会議録第十三号 平成十四年四月二十六日

たものと、新法第四十七条の二の規定が適用される事業にあつては同条の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第四十五条の規定による更生保護事業の認可の申請は、新法第四十五条の規定が適用される事業にあつては同項の規定によりした認可の申請と、新法第四十七条の二の規定が適用される事業にあつては同項の規定によりした届出とみなす。

(旧法の規定に基づく処分又は手続の効力)

第三条 前条に定めるもののほか、施行日前に旧法の規定によりした認可その他の処分又は申請その他の手続で新法に相当の規定があるものは、新法の相当の規定によりした認可その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(残余財産の帰属に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第四十五条の認可を受けて更生保護事業を営む者に残余財産を帰属させることを定めた定款には、新法第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者又は第四十七条の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む更生保護法人に残余財産を帰属させる旨の定めがあるものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(売春防止法の一部改正)

第六条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「刑事上の手続」の下に「又は保護処分」を、「監獄」の下に「若しくは少年院」を加える。

理由

近時の犯罪情勢的確に対応して犯罪者及び非行少年の改善更生を実現するため、更生保護施設において社会適応を促すための積極的な処遇を広く行い得るようにすることとし、あわせて、更生

保護事業に対する規制緩和、事業経営の透明性の確保等に関する規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年五月十五日印刷

平成十四年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

E